

平成 2 7 年度

第 2 5 回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成 2 8 年 3 月 1 0 日 (木)
開会 1 3 時 0 5 分 閉会 1 4 時 4 3 分

場 所 教育委員室

平成 2 7 年度
第 2 5 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第 1 号議案 大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に
委任し又は臨時に代理させる規則等の一部改正について
- 第 2 号議案 大分県公立学校教職員の人材育成方針の改訂について
- 第 3 号議案 教職員の懲戒処分について
- 第 4 号議案 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部改正について
- 第 5 号議案 大分県立高等学校学則の一部改正について

(2) 報 告

- 教職員の非違行為について
- 大分県教育情報化推進プラン 2 0 1 6 の策定について
- 埋蔵文化財センター移転事業の進捗状況等について

(3) 協 議

- 平成 2 8 年度大分県教科用図書選定審議会委員の構成について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委員	教育長	工藤利明
委員	委員	林浩昭
委員	委員	岩崎哲朗
委員	委員	松田順子
委員	委員	首藤照美
委員	委員	高橋幹雄

欠席委員なし

事務局	教育次長	宮迫敏郎
	教育次長	落合弘
	教育次長	大城久武
	参事監兼教育財務課長	岡田雄
	参事監兼高校教育課長	岩武茂代
	教育改革・企画課長	能見駿一郎
	教育人事課長	藤本哲弘
	福利課長	姫野浩之
	義務教育課長	後藤榮一
	生徒指導推進室長	江藤義
	特別支援教育課長	後藤みゆき
	社会教育課長	曾根崎靖
	人権・同和教育課長	甲斐順治
	文化課長	野尻明敬
	体育保健課長	蓑田智通
	教育改革・企画課主幹	伊藤功二
	教育改革・企画課主査	石丸一輝

2 傍聴人

5 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成27年度 第25回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、松田委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は15時10分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第3号議案については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第3号議案については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

【議 案】

第1号議案 大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則等の一部改正について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則等の一部改正について」提案しますので、能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(能見教育改革・企画課長)

第1号議案「大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則等の一部改正について」説明いたします。

資料14ページ「規則改正の概要」をご覧ください。「1 改正する規則」にありますように、この度改正する規則は4件です。大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則、大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる規則、大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則、大分県教育委員会が保有する個人情報保護等に関する規則の4件です。括弧書きにありますとおり、それぞれ委任規則、専決規則、公文書公開規則、個人情報保護規則という略称を用いています。

次に「2 改正理由」ですが、行政不服審査法が全面的に改正され、平成28年4月1日から施行されることに伴う規定の整備です。行政不服審査法とは、行政庁の行う公権力の行使、すなわち行政処分に対して、被処分者が不服の申立てを行う場合の手続等を定めた法律であり、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものです。昭和37年に制定されましたが、以来50年以上本格的な改正が行われなかったところ、国民意識の変化や関連する法制度の整備に合わせて、抜本的な見直しが行われたものです。

法律改正の主な内容といたしましては、行政処分に不服のある者は、

これまでは当該処分を行った行政庁自身に対して「異議申立て」を行うか、処分庁の上級行政庁に対する「審査請求」を行うこととされていましたが、新法では処分庁の最上級行政庁に対する「審査請求」に一元化されました。ただし、処分庁に上級行政庁がない場合は、処分庁自身に対して「審査請求」を行います。また、審査請求を行うことができる期間が、処分があったことを知った日の翌日から起算して「60日以内」から「3箇月以内」に延長されています。

これらの法律改正に伴う規則改正について「3 改正内容」をご覧ください。まず、「(1) 委任規則及び専決規則」につきましては、不服申立ての方法が「審査請求」に一元化されることに伴い、これらの規則の条文から「異議申立て」という字句を削るものです。

次に、「(2) 公文書公開規則及び個人情報保護規則」につきましては、これらの規則の様式において、公文書の公開又は個人情報の開示等の請求に対する不服申立ての方法を記載しておりますので、その内容を改めるものです。加えて、行政不服審査法の改正を受けて、昨年12月の県議会において、大分県情報公開条例と大分県個人情報保護条例が改正され、条ずれ等が生じたので、これに伴い様式を改める等の規定の整備を行うものです。なお、改正内容は、知事部局の規則改正と同じものとなっております。

最後に施行期日ですが、法改正の施行日に合わせて、平成28年4月1日としています。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(工藤教育長)

ございませんでしょうか。

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第2号議案 大分県公立学校教職員の人材育成方針の改訂について

(工藤教育長)

それでは、第2号議案「大分県公立学校教職員の人材育成方針の改訂について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(藤本教育人事課長)

第2号議案「大分県公立学校教職員の人材育成方針の改訂について」説明いたします。

議案書1ページをお開きください。提案理由にありますとおり、平成23年10月に策定しました「大分県公立学校教職員の人材育成方針」につきまして、昨年策定されました大分県長期総合計画、大分県教育大綱及び現在開会中の平成28年第1回定例県議会に上程しております大分県長期教育計画の内容等を踏まえ、改訂したいので提案するものです。

2ページのA3版概要をお開きください。資料の上段にありますとおり、本県の教育課題である学力・体力の向上、生徒指導及び大量退職に伴い増加する若手教職員の育成等を踏まえ、現在「芯の通った学校組織」を基盤として、それらに対応できる人材の育成を進めています。

「4 人材育成方針の改訂」をご覧ください。教員養成・採用段階から、採用後の能力開発、研修体系や人事異動等教職員のキャリアステージ全般を通じた人材育成策を総合的、体系的に定めている本方針を改訂し、子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせるための教職員の育成を更に推進したいと考えています。なお、改訂にあたりましては、学校長、市町村教育委員会及びPTA連合会等からもご意見を伺ったところです。

「5 人材育成に係る主な施策」についてですが、「1 人材の確保」、「2 人材の育成」、「3 人材の登用・活用」、「4 人材育成のための支援」の4つの柱の構成は現行方針と変更ありません。

今回の改訂による新たな取組について説明いたします。「1 人材の確保」の「(2) 教員採用選考試験の見直し・改善」では、他県での教員経験者に対する一次試験免除の経験年数要件の見直しを行います。また、「(4) 正規教員の確保」といたしまして、指導力に優れる退職者の再任用の促進等により正規教員比率を引き上げ、学級担任への正規教員の配置を促進します。

次に、「2 人材の育成」の「(2) 職務を通じた能力開発」では、「OJTの手引き」を作成・活用した若手教職員の能力開発を行います。また、「(3) 教職員研修の充実」として、4月に大分大学に設置される教職大学院を活用して、学校マネジメント能力に優れた管理職の養成を図ります。さらに、「(5) 人事異動を通じた育成」では、小学校と中学校、中学校と高校の人事交流の推進による人材育成を図ります。

次に、「3 人材の登用・活用」では、女性活躍推進の観点から、女性の管理職及び分掌主任等への登用を推進します。

最後に、「4 人材育成のための支援」では、環境の整備、健康管理、

ワーク・ライフ・バランスの推進に引き続き取り組んでまいります。

これらの施策を通して、下段にある「求められる教職員像」の実現を図り、大分県長期教育計画の基本理念であります「生涯にわたる力と意欲を高める『教育県大分』の創造」の実現に向け取り組んでまいります。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(松田委員)

いじめ・不登校の防止について記載されていますが、広島県の事案を受けて、生徒指導の部分に個人の尊厳を尊重した自殺防止の対応についての記述を追加することはできないでしょうか。

(工藤教育長)

具体的な言及はどうなっていますか。

(藤本教育人事課長)

冒頭の「現状と課題」で「生徒指導上の課題」と触れています。

(松田委員)

24ページ「子どもと向き合う時間の確保」について書かれていますが、負担軽減プロジェクトチームの取組なので、生徒よりも先生中心の取組ということでしょうか。

(宮迫教育次長)

自殺防止については、これはあくまで人材育成方針ですので、具体的な取組については他の計画等に記載することになります。また、負担軽減につきましては、組織的なマネジメントや課題に取り組める人材を育成する中で、負担軽減についても意識しながら取り組んでいくものです。

(工藤教育長)

広島的事案を受けて、協議を始めているところですので、人材育成方針への記述ではなく、別途対応させていただきたいと思います。

(松田委員)

わかりました。

(林職務代理者)

26ページの「ワーク・ライフ・バランスの推進」として、育児休業中の職員にも研修の機会を提供するのはとてもよいことだと思います。育休に入って、そのまま復帰できない先生やブランクのために職場復帰が難しいと感じている先生はいらっしゃるのでしょうか。

(藤本教育人事課長)

先生方の意見を聞くと、育休からの職場復帰が非常に不安だという声を聞きますので、復帰前の段階で学校の状況等、今どのようなことが課題となっているかというような情報提供をしていこうというものです。

(林職務代理者)

育休は、平均して1～2年くらい取るものですか。

(藤本教育人事課長)

そうです。今年度は2名、育休中の方が受講しています。

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。第2号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

第4号議案 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部改正について

(工藤教育長)

それでは、第4号議案「教育職員免許状の更新等に関する規則の一部改正について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(藤本教育人事課長)

第4号議案「教育職員免許状の更新等に関する規則の一部改正について」説明いたします。

議案書6ページ「2 改正理由及び内容」をご覧ください。まず、「(1) 義務教育学校の創設による『義務教育学校』の追加」に伴う改正です。これは、学校教育法の一部改正によって義務教育学校制度が創設されたことに伴い、規定の整備を行うものです。次に、「(2) 免許更新講習における『選択必修領域』の導入に伴う関係様式の改正」です。平成26

年9月の免許状更新講習規則の一部改正により、平成28年4月1日から免許状更新講習における選択必修領域の導入が行われることに伴い規定の整備を行うものです。資料7ページのとおり、これまで12時間の履修が必要だった必修領域を必修領域と選択必修領域に分け、それぞれ6時間の履修が必要となります。

改正内容につきましては4ページにありますとおり、第2条第2項第2号に学校法人の種類として「義務教育学校」を追加し、様式については5ページにある様式下段のように、「修了又は履修した免許状更新講習」の表中に、「選択必修領域」の欄を追加するなど、必要な様式改正を行うものです。

施行期日は法令の改正に合わせ、平成28年4月1日としています。以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(松田委員)

公立の幼稚園教諭だけでなく、私立の認定こども園の職員も免許更新が必要となっていますが、大分県内では大分大学でしか更新講習を開講していないため、受講が難しい状況があります。幼稚園教諭2種免許状を取った県内短期大学で更新ができるようにしていただきたいと思えます。

(藤本教育人事課長)

更新講習は基本的に大学で行うものになります。今は大分大学のみです。別府大学等で開催が可能か呼びかけをしていきたいと思えます。

(岩崎委員)

必修領域と選択必修領域に分かれるという説明がありましたが、選択必修領域の内容は国が決めているのですか。それとも、県教育委員会から要望をしているのですか。

(藤本教育人事課長)

内容は大学に任されていますが、こちらからも要望をしています。

(岩崎委員)

県教育委員会として望ましい内容が実施されると考えてよいのですか。

(藤本教育人事課長)

はい。領域については国から示されたものですが、具体的内容は大学との協議となります。

(岩崎委員)

選択必修領域の内容は資料7ページにある中から、これから決めていくということですね。

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

それでは、第4号議案の承認についてお諮りいたします。第4号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第4号議案については、提案どおり承認します。

第5号議案 大分県立高等学校学則の一部改正について

(工藤教育長)

それでは、第5号議案「大分県立高等学校学則の一部改正について」提案しますので、岩武参事監兼高校教育課長から説明いたします。

(岩武参事監兼高校教育課長)

第5号議案「大分県立高等学校学則の一部改正について」説明いたします。

3ページをお開きください。本議案は、通信教育を受ける区域について大分県立高等学校学則の一部改正を行うものです。「1.概要」をご覧ください。平成28年度県立高等学校入学者選抜から、熊本県阿蘇地域を県外隣接地域に新たに加えたことに伴い、大分県立爽風館高等学校の通信教育を行う区域が、大分県のほかに福岡県と熊本県の2県となりました。この場合、下の「参考」に記載していますように、「当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、他の2以上の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするもの」として「広域通信制課程」に該当するため、学校教育法施行規則第4条にあるとおり学則に通信教育を行う区域を明記する必要がありますので、「2.改正内容」のとおり、学則の第11条に「福岡県」と「熊本県」を明記するものです。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(工藤教育長)

ございませんでしょうか。

それでは、第5号議案の承認についてお諮りいたします。第5号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第5号議案については、提案どおり承認します。

【報 告】

教職員の非違行為について

(工藤教育長)

それでは、報告第1号「教職員の非違行為について」藤本教育人事課長から報告いたします。

(藤本教育人事課長)

報告第1号「教職員の非違行為について」説明いたします。

内容は酒気帯び運転、当該職員は宇佐市公立中学校の校長55歳男性です。経緯についてですが、中学校の卒業式が行われた3月4日(金)の夜、宇佐市内にて卒業式の慰労会に23時過ぎまで参加し飲酒を行い、宇佐市内のホテルに宿泊しました。翌日、3月5日(土)9時40分頃、学校に向けホテルを出発し、9時45分頃、宇佐市大字城井の路上で宇佐警察署員に停止を求められ、その場で飲酒検査を受け、基準値0.15ミリグラムのところをアルコール濃度0.19ミリグラムが検出されました。それを受けまして、宇佐市教育委員会が5日20時に記者会見をし公表しました。3月6日(日)には、宇佐市教育委員会が緊急校長・所長会議を開催いたしました。

今後の対応としましては、宇佐市教育委員会と連携し事実関係を確定し、厳正に対処してまいりたいと考えています。また、再発防止に向けて、服務規律厳守の通知を全ての学校長あて、市町村教育長あて、教育

委員会の所属長あてに3月7日付けで発出しました。また、各教育事務所ごとに市町村教育委員会課長会議を開き、綱紀肅正・服務規律の厳守を徹底したところです。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

この件は新聞等で大きく報道されました。この校長に対して、県教育委員会としてどう対応するかについての教育委員の意見等は、懲戒処分等人事に関する案件で後日審議する際に述べるということになると思います。今回は、どういう状況であったか事実関係の報告のみを受けるだけでよいですか。

(藤本教育人事課長)

はい、そうです。これから具体的に対応していきます。

大分県教育情報化推進プラン2016の策定について

(工藤教育長)

それでは、報告第2号「大分県教育情報化推進プラン2016の策定について」岡田参事監兼教育財務課長から報告いたします。

(岡田参事監兼教育財務課長)

報告第2号「大分県教育情報化推進プラン2016の策定について」報告いたします。

資料4ページをご覧ください。「(1)策定の趣旨」ですが、これまで教育の情報化に関して国の動向を注視しながら、平成25年度から平成27年度の3年にわたり、毎年「大分県教育情報化推進戦略」を策定し、教育の情報化を進めてきました。この推進プランは新教育長計である「『教育県大分』創造プラン2016」の策定を受けて、教育の情報化に関わる部分を具体的に推進していくため、中間の年である平成31年度までの4年間の進行管理を行うアクションプランとして、庁内関係各課・室による作業部会や策定委員会等を開催して取りまとめたものです。「(3)計画の構成」では、3ページの目次のとおり、第1章は本県のこれまでの取組の現状と課題をまとめています。第2章では、今後の3つの基本方針とそれに沿った10の施策を掲げ、それぞれに取組の方向性と具体的な取組を示すとともに、3つの基本方針毎に目標指標を設

定しています。

それでは、資料 1 ページの概要版で重点事項を説明いたします。まず、この「教育情報化推進プラン 2016」の目的は「情報社会を主体的に生き、未来の大分を創造する子どもたちの育成」です。中段の枠に 3 つの基本方針を示していますが、まず、「基本方針 1 子どもたちの情報活用能力の向上」の「(1) 発達段階に応じた情報活用能力の育成」では、子どもたちが情報社会を主体的に生きる力を育むため、学習活動の中に ICT を効果的に活用する場面を取り入れ、情報活用能力を発達の段階に応じて身に付けさせます。また、ICT の利便性だけでなく、情報モラル意識の向上に取り組むために、100%の教員が情報モラル教育ができるようにします。「(2) ICT を効果的に活用した授業の推進」では、ICT を効果的に活用した授業改善等に取り組むとともに、教員の ICT 活用指導力の向上に向けた研修等の充実を行ってまいります。

次に、「基本方針 2 教育の情報基盤の構築」の「(1) ICT 機器の整備とデジタルコンテンツの充実」では、子どもたちによる効果的な学習活動が期待されるタブレット端末や電子黒板等を中心に、今後は ICT 機器の整備を計画的に実施します。また、国の動向や他の自治体の先進事例等を情報提供するなど、市町村教育委員会と連携しながら、効率的な ICT 環境の整備計画等の作成を促します。「(3) 総合的な情報セキュリティ対策の実施」では、外部からの脅威やマイナンバー制度における情報保護に対応するために、平成 28 年度中に業務用ネットワーク回線とインターネット回線を分離するなど、総合的な情報セキュリティ対策を実施します。「(4) 校務支援システムの充実」では、平成 28 年 10 月に県立学校に総務事務システムを導入し、業務の効率化と教職員の負担を軽減することで、教育の質の向上を図ります。

次に、「基本方針 3 教育情報化に向けた環境整備」の「(1) 組織的な教育情報化の推進」では、学校長を学校 CIO、教頭等を情報化推進リーダーとして、組織的な推進体制を定着させます。平成 31 年度までに 100%の教員が ICT に係る研修を受講するよう組織的に取り組みます。「(3) 開かれた教育委員会のための情報発信の推進」では、Facebook などの SNS を活用して、県内各地の優れた教育活動をリアルタイムに発信します。

なお、推進プランの取組の進捗状況や目標指標の達成状況については、毎年度、教育情報化推進委員会において、点検・評価を行い進行管理に努めます。また、ICT 機器等の技術革新は日進月歩である中、国の動向や社会の変化を見据え適宜見直しを行いながら、教育の情報化を着実に推進します。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(首藤委員)

情報機器の計画的な整備はありがたいことだと思います。学校の授業を見させていただいて、小・中学校ではタブレット端末や電子黒板を用いた情報収集やプレゼンテーションを行う授業が進んでいると感じましたが、商業高校では相変わらず模造紙を使ったプレゼンテーションを実施していました。小・中学校でICT機器に慣れ親しんできた子どもたちが高校になって、あのやり方でよいのだろうかと感じました。機器の導入にあたっては、学校の意見を聞きながら必要なものを柔軟に整備していただきたいと思います。

(岡田参事監兼教育財務課長)

これまで三重総合高校をモデル校として（ICTを効果的に活用した授業について）3年間検証をしてみられました。事例を積み重ね発展させ、授業でどのような使い方ができるのか、さらに研究したうえで、平成29年度からの整備を目指し検討したいと思います。

(林職務代理者)

「基本方針2(3)総合的な情報セキュリティ対策の実施」について、インターネットと分離した環境をつくるということでしたが、それは先生方が情報のやりとりをしたり成績管理をしたりする環境をつくるということだと思います。そういった情報はUSBメモリにコピーできないでしょうから、私用のパソコンは使えなくなるということでもよろしいでしょうか。一方で、学校で生徒たちがインターネットを使うことも必要だと思いますので、両方とも整備するということでしょうか。

(岡田参事監兼教育財務課長)

マイナンバー制度に対応するために現在準備を進めているところですが、事務作業を行う行政用端末をインターネットと分離して、個人情報等の漏えいが起こらないような対策を実施する予定です。ただ、学校は外部とのやりとりが必要です。例えば、教材の作成、進路情報の収集などインターネットとの接続が必要となる部分がありますので、新たに外部ネットワーク接続専用の回線を引く方向で検討を進めているところです。

(林職務代理者)

先生方は2台のパソコンを持つということですか。

(岡田参事監兼教育財務課長)

基本的には、そういう方向性です。

(林職務代理者)

以前、佐伯市の学校でタブレットを使った授業の研究をしていたと思いますが、その報告書はもう出たのですか。

(後藤義務教育課長)

一昨年に佐伯市の事業は終了し、最終的な報告会等を終えています。

(林職務代理者)

新聞報道でもペーパーレスの教科書についての記事が出ていましたので、早めの対応をお願いします。

(高橋委員)

これから教員は学校で2台、自宅で1台と3台のパソコンを持つことになるのだと思います。相互のパソコンをUSBメモリ等を利用して情報を移動すると情報漏えいリスクが増し、セキュリティ対策が必要になると思います。校外で作業している人を見かけたことがあるので、そこは周知徹底をお願いします。また、タブレットが1人1台となると、同じものを使い回すことになると思いますが、そのときは入っていたデータを削除するのでしょうか。

(岡田参事監兼教育財務課長)

そこまではまだ検討が進んでいませんが、機器の技術革新は日進月歩ですので、1人1台を目指すのか、本県の場合どういう機器が必要となるかを検討していきます。また、資料22ページにあるようにBYOD、自己端末の活用に向けた検証も行いたいと考えています。タブレットをこちらで用意するのか、自分のスマートフォンを使うのか、そこも含めて検討していきたいと思います。当面は、行政で準備したタブレットを使ったグループ学習に取り組んでまいります。

(落合教育次長)

県教育委員会のセキュリティポリシーでは、セキュリティのランクを設けています。成績処理のように個人情報が含まれるものは絶対に持ち出すことはできませんが、教材作成等は家でもできるようになっています。

(高橋委員)

林職務代理者もおっしゃってましたが、先取りしてできるように取り

組んでほしいと思います。

(松田委員)

ドイツでは、ICTの研究センターを州が認めたNPO法人が運営しており、教員はそこで研修を受講します。子どもは教科書とタブレットを個人で購入し、使うタイミングが決まっています。子どもたちの方がタブレットの扱いがうまく、教員のICTの活用が追いつかないため、プロによる研修を受けていました。これから日本でもタブレットを使うことになり、グローバルで情報が漏れていくことが起こりえると思います。ICTの効果的な活用は、他国の状況も見ながら進める必要があるのではないのでしょうか。

埋蔵文化財センター移転事業の進捗状況等について

(工藤教育長)

それでは、報告第3号「埋蔵文化財センター移転事業の進捗状況等について」野尻文化課長から報告いたします。

(野尻文化課長)

報告第3号「埋蔵文化財センター移転事業の進捗状況等について」報告いたします。

説明資料の1ページをご覧ください。まず、「1 移転の背景」の主なことは施設の老朽化が著しいことです。次に、「2 進捗状況と今後のスケジュール」につきましては、現在ホール棟のアスベスト処理工事を行っており、5月には建物の改修工事にとりかかり、10月には展示工事を開始する予定です。なお、展示室の下の階の小部屋にあるアスベストは少量ですので、改修工事の一環として処理をする予定です。次に、「3 旧芸術会館の各棟の活用」について説明いたします。展示棟には埋蔵文化財を通して本県の歴史を学べる通史展示室、県と大分市が共同で大友氏を紹介する大友氏遺跡展示室などを設ける予定です。また、ホール棟は主に収蔵庫として、管理棟は事務室や会議室として活用し、レストラン棟は体験学習館として活用する予定です。次に、「4 ホール棟アスベスト処理工事」についてですが、天井裏等に確認されているアスベストは専門の処理業者により法的に問題のないように処理され、処分場に持ち込まれることになっています。

資料2ページをご覧ください。「5 ホール棟の^{どんちよう}緞帳」について説明いたします。原画は高山辰雄氏の「豊後」です。工事の都合上、緞帳を撤去する必要が生じたことから、付着アスベスト定量検査を実施しました。その結果、極微量のアスベストが検出されましたが、国の基準ではアスベストの含有は無しというレベルであることから、今後各市町村

や各文化施設等に引き取り希望がないか働きかけます。最後に、「6 大分市との連携」についてです。大友氏遺跡の出土品については埋蔵文化財センターの移転を機に、県と大分市が連携して県民・市民目線に立ち、効果的な共同展示をする方向で協議を続けています。

今後とも、新埋蔵文化財センターがより魅力的な施設となるよう努めてまいります。

以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(松田委員)

その緞帳は引き取りの希望があれば譲渡するということですか。

(野尻文化課長)

はい、そうです。この緞帳につきましては平成24年度にも引き取り手の公募を実施しましたが、問い合わせが若干あった程度で、具体的な話には至りませんでした。新埋蔵文化財センターでの使い道はありませんが、県の重要物品であることから、有効活用を図れないか、再度公募を行いたいと考えています。

(松田委員)

この緞帳は価値があるものだと思いますので、引き続き県の施設での活用は考えられないでしょうか。

(野尻文化課長)

サイズが縦8メートル、横20メートル、重量が720キロありますので、活用もなかなか容易ではありません。これ自体はいわゆる緞帳で、文化財ではありませんし、原画ではないので美術品でもありませんが、重要物品ですので、最大限引き取り手を探す努力をしたいと考えています。

(松田委員)

そんなに重いのですか。

(野尻文化課長)

720キロあります。

(高橋委員)

OPAMなどで展示は出来ないものですか。

(野尻文化課長)

以前、OPAMに相談をした際、OPAMとしては720キロという重量物を吊すということ、また、美術品ではないということから、展示も引き取りも困難ということでした。

(岩崎委員)

これを緞帳のまま使うということであれば相当引き取り手が制限されるということになると思いますが、例えば、学校においてタペストリー的に使うということは考えられませんか。

(野尻文化課長)

まずは、この形のまま引き取っていただけたところを探すことが必要と考えています。

(工藤教育長)

原画は県立美術館に所蔵されているのですか。

(野尻文化課長)

はい、そうです。

(工藤教育長)

これまでもいくつか打診はしていますが、大きいことがネックとなり、譲渡には至っていません。問題のあるものではないので、今後引き取りの話があればと考えています。

【協 議】

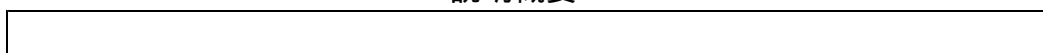
平成28年度大分県教科用図書選定審議会委員の構成について

(工藤教育長)

それでは、協議の「平成28年度大分県教科用図書選定審議会委員の構成について」後藤義務教育課長から説明いたします。

(後藤義務教育課長)

説明概要



- ・教科書採択における県教育委員会及び教科用図書選定審議会の役割
- ・委員の構成の変更について

1号委員「義務教育諸学校の校長及び教員」	8名	7名
2号委員「県及び市町村教育委員会の職員」	7名	7名
3号委員「学識経験を有する者」	5名	6名

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(松田委員)

資料4ページ「三号委員」の「国立学校代表」とは大分大学と考えてよいのでしょうか。県内には大分大学しかないと思いますが。

(後藤義務教育課長)

はい、そうです。大分大学の附属学校の代表を考えています。

(林職務代理者)

「一号委員」は県内広く人を探すのでしょうか。それとも、大分市が中心となるのでしょうか。

(後藤義務教育課長)

例年、県内の地域バランスを考えて構成しています。大分市に限るものではありません。

(岩崎委員)

新聞等で報道された教科書会社の件を受けて、国で教科書採択制度を見直す動きはありますか。

(後藤義務教育課長)

正常な採択を図るために、国が何らかの通知を行う予定と聞いていますが、まだ届いていませんので、平成28年度の教科用図書採択の段階で制度が変わることはないのではないかと考えています。

(工藤教育長)

ご意見を踏まえて進めてまいります。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でその他、何かございませんか。

では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議案】

第3号議案 教職員の懲戒処分について

(工藤教育長)

それでは、第3号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。第3号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採決)

(工藤教育長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございませんか。

ないようですので、これで平成27年度第25回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

平成27年度第25回大分県教育委員会会議次第

日時 平成28年3月10日(木)

13:35~15:10

場所 教育委員室

1 開 会

2 署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案

第1号議案 大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し
又は臨時に代理させる規則等の一部改正について

第2号議案 大分県公立学校教職員の人材育成方針の改訂について

第3号議案 教職員の懲戒処分について

第4号議案 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部改正について

第5号議案 大分県立高等学校学則の一部改正について

(2) 報 告

教職員の非違行為について

大分県教育情報化推進プラン2016の策定について

埋蔵文化財センター移転事業の進捗状況等について

(3) 協 議

平成28年度大分県教科用図書選定審議会委員の構成について

(4) その他

4 閉 会

第一号議案

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則等の一部改正について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則等の一部を改正する規則

(大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部改正)

第一条 大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則(昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第十四号中「、異議申立て」を削る。

(大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる規則の一部改正)

第二条 大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる規則(昭和三十五年大分県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「、審査請求及び異議申立て」を「及び審査請求」に改める。

(大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正)

第三条 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則(平成十三年大分県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三号様式、第四号様式及び第九号様式中「60日」を「3箇月」に、「滯留母立て」を「留置母立て」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

第十一号様式中「公開法世帯」の次に「又は不作為」を加え、「不照母立て」を「留置母立て」に、「第16条」を「第16条第1項」に改める。

(大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第四条 大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十四年大分県教

育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第四号様式、第五号様式、第九号様式、第十一号様式及び第十六号様式中「60日」を「30日」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

第十八号様式中
「開示決定等」を「開示決定等」に改める。
「不正決定等」を「不正決定等」に改める。
「利用停止等決定等」を「利用停止等決定等」に改める。
「審査請求」を「第29条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の全部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十五条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させる事項について定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第二条 教育委員会は、次に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>十四 訴訟、審査請求</p> <p>十五 二十一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十五条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させる事項について定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第二条 教育委員会は、次に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>一 十三 (略)</p> <p>十四 訴訟、審査請求、異議申立て</p> <p>十五 二十一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条 (略)</p>

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第六号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(専決)</p> <p>第一条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものを教育長に専決させるものとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 訴訟及び審査請求</p> <p>七 十一 (略)</p> <p>第二条 (略)</p>	<p>(専決)</p> <p>第一条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものを教育長に専決させるものとする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 訴訟、審査請求及び異議申立て</p> <p>七 十一 (略)</p> <p>第二条 (略)</p>

大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県教育委員会規則第四号）

改正案	現 行																												
<p>第一条、第十二条（略） 第一号様式、第二号様式（略） 第三号様式（第五条関係）</p> <p style="text-align: center;">第3号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">公文書一部公開決定通知書</p> <p style="text-align: center;">第 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">大分県教育委員会</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>年 月 日付付け請求のあった公文書の公開については、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することとしたので通知します。</p> <table border="1"> <tr> <td>公開請求に係る公文書の件名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公開の実施の方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公開の日時</td> <td>年 月 日 午前 時 分 午後</td> </tr> <tr> <td>公開の場所</td> <td>電話番号（ ） - 内線</td> </tr> <tr> <td>公文書の一部を公開しない理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公開しない部分と公開する部分とが異なる期日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>事務事業担当課</td> <td>電話番号（ ） - 内線</td> </tr> </table> <p>注 1 この決定に不備がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1ヶ月以内、大分県教育委員会に対して書面請求をすることができ、この決定の日の翌日から起算して1年を超えると書面請求をすることができなくなります。） 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1ヶ月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県教育委員会と なります。）、効分の取消しを請求することができ、この決定の日の翌日から起算して1年を超えると効分の取消しを請求することができなくなります。）ただし、上記1の書面請求をした場合には、効分の取消しを請求することに対する裁判がなされたことを知った日の翌日から起算して1ヶ月以内に、効分の取消しを請求することに対しては、この通知書を表示してください。 3 公文書の一部が変更されるに当たっては、この通知書を変更してください。 4 指定された公開の日時に従うことができないときは、あらかじめ事務事業担当課に連絡してください。 5 通知の期日は、その期日をあらかじめ明示することができ、あらかじめ印刷記載していただきます。公開を希望される場合は、この欄に記載された日以後に改めて請求してください。</p>	公開請求に係る公文書の件名		公開の実施の方法		公開の日時	年 月 日 午前 時 分 午後	公開の場所	電話番号（ ） - 内線	公文書の一部を公開しない理由		公開しない部分と公開する部分とが異なる期日	年 月 日	事務事業担当課	電話番号（ ） - 内線	<p>第一条、第十二条（略） 第一号様式、第二号様式（略） 第三号様式（第五条関係）</p> <p style="text-align: center;">第3号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">公文書一部公開決定通知書</p> <p style="text-align: center;">第 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">大分県教育委員会</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>年 月 日付付け請求のあった公文書の公開については、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することとしたので通知します。</p> <table border="1"> <tr> <td>公開請求に係る公文書の件名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公開の実施の方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公開の日時</td> <td>年 月 日 午前 時 分 午後</td> </tr> <tr> <td>公開の場所</td> <td>電話番号（ ） - 内線</td> </tr> <tr> <td>公文書の一部を公開しない理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公開しない部分と公開する部分とが異なる期日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>事務事業担当課</td> <td>電話番号（ ） - 内線</td> </tr> </table> <p>注 1 この決定に不備がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1ヶ月以内、大分県教育委員会に対して書面請求をすることができ、この決定の日の翌日から起算して1年を超えると書面請求をすることができなくなります。） 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1ヶ月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県教育委員会と なります。）、効分の取消しを請求することができ、この決定の日の翌日から起算して1年を超えると効分の取消しを請求することができなくなります。）ただし、上記1の書面請求をした場合には、効分の取消しを請求することに対する裁判がなされたことを知った日の翌日から起算して1ヶ月以内に、効分の取消しを請求することに対しては、この通知書を表示してください。 3 公文書の一部が変更されるに当たっては、この通知書を変更してください。 4 指定された公開の日時に従うことができないときは、あらかじめ事務事業担当課に連絡してください。 5 通知の期日は、その期日をあらかじめ明示することができ、あらかじめ印刷記載していただきます。公開を希望される場合は、この欄に記載された日以後に改めて請求してください。</p>	公開請求に係る公文書の件名		公開の実施の方法		公開の日時	年 月 日 午前 時 分 午後	公開の場所	電話番号（ ） - 内線	公文書の一部を公開しない理由		公開しない部分と公開する部分とが異なる期日	年 月 日	事務事業担当課	電話番号（ ） - 内線
公開請求に係る公文書の件名																													
公開の実施の方法																													
公開の日時	年 月 日 午前 時 分 午後																												
公開の場所	電話番号（ ） - 内線																												
公文書の一部を公開しない理由																													
公開しない部分と公開する部分とが異なる期日	年 月 日																												
事務事業担当課	電話番号（ ） - 内線																												
公開請求に係る公文書の件名																													
公開の実施の方法																													
公開の日時	年 月 日 午前 時 分 午後																												
公開の場所	電話番号（ ） - 内線																												
公文書の一部を公開しない理由																													
公開しない部分と公開する部分とが異なる期日	年 月 日																												
事務事業担当課	電話番号（ ） - 内線																												

大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県教育委員会規則第四号）

改正案

第四号様式（第五条関係）

第4号様式（第5条関係）

公文書非公開決定通知書

第 年 月 日

県

大分県教育委員会

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第11条第2項の規定により、次のとおり公文書を公開しないことと決定したので通知します。

公開請求に係る公文書の件名又は内容	
公文書を公開しない理由	
※ 公文書を公開する期日	年 月 日
事務事業担当課	電話番号（ ） - 内線

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県教育委員会に対して審査請求をすることがあります（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年以内であれば、この決定の日の翌日から起算して7年を経過することなく審査することができます。）
2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として（訴訟に於いて大分県を代表する者は大分県教育委員会となります。）第10条の原告の訴えを提起すること及び、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内で、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると効力を失う訴えを提起すること及び、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、効力の取消しの訴えを提起すること及び、
3 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載していただきます。公開を希望される場合は、この欄に記載された日以後に改めて請求してください。

現行

第四号様式（第五条関係）

第4号様式（第5条関係）

公文書非公開決定通知書

第 年 月 日

県

大分県教育委員会

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第11条第2項の規定により、次のとおり公文書を公開しないことと決定したので通知します。

公開請求に係る公文書の件名又は内容	
公文書を公開しない理由	
※ 公文書を公開する期日	年 月 日
事務事業担当課	電話番号（ ） - 内線

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、大分県教育委員会に対して異議申立てをすることがあります（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として（訴訟に於いて大分県を代表する者は大分県教育委員会となります。）第10条の原告の訴えを提起すること及び、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内で、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると効力を失う訴えを提起すること及び、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、効力の取消しの訴えを提起すること及び、
3 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載していただきます。公開を希望される場合は、この欄に記載された日以後に改めて請求してください。

大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県教育委員会規則第四号）

改正案

現行

第五号様式～第八号様式（略）
第九号様式（第六条関係）

第五号様式～第八号様式（略）
第九号様式（第六条関係）

第9号様式（第6条関係）

公文書公開通知書

第 号

年 月 日

第 号

大分県教育委員会

印

年 月 日付け 第 号で通知したあなたに関する情報が記録されている公文書を公開しますので、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第12条第3項 第18条において準用する第12条第3項の規定により、次のとおり通知します。

年 月 日付け 第 号で通知したあなたに関する情報が記録されている公文書を公開しますので、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第12条第3項 第18条において準用する第12条第3項の規定により、次のとおり通知します。

公開請求に係る公文書の件名	
公開請求に係る公文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日
事務事業担当課	電話番号（ ） - 内線

公開請求に係る公文書の件名	
公開請求に係る公文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日
事務事業担当課	電話番号（ ） - 内線

注 1 この決定に不届がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県教育委員会に対して書面請求をすることができ、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると書面請求をすることができなくなり、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県教育委員会となります。） 効分の取消しの訴えを提起することができ、この決定の日を起算して1年を経過すると効分の取消しの訴えを提起することができなくなり、ただし、上記1の要項請求をした場合には、当該要項請求に対する請求があることを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、効分の取消しの訴えを提起することができません。

注 1 この決定に不届がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県教育委員会に対して書面申請をすることができ、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると書面申請をすることができなくなり、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県教育委員会となります。） 効分の取消しの訴えを提起することができ、この決定の日を起算して1年を経過すると効分の取消しの訴えを提起することができなくなり、ただし、上記1の要項申請をした場合には、当該要項申請に対する請求があることを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、効分の取消しの訴えを提起することができません。

大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県教育委員会規則第四号）

改正案

第十号様式（略）
第十一号様式（第九条関係）

現行

第十号様式（略）
第十一号様式（第九条関係）

第11号様式（第9条関係）
大分県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書
第 第 号
年 月 日
殿
大分県教育委員会 [印]

公文書の公開請求に係る公開決定等又は不作為に対する審査請求 について、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第16条第1項の規定により大分県情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条例第17条の規定により、次のとおり通知します。

公開決定等又は不作為に係る公文書の件名	
審査請求 の内容	
審査請求 があつた日	年 月 日
大分県情報公開・個人情報保護審査会に諮問した日	年 月 日
事務専業担当課	電話番号（ ） - 内線

第11号様式（第9条関係）
大分県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書
第 第 号
年 月 日
殿
大分県教育委員会 [印]

公文書の公開請求に係る公開決定等 に対する不照申立てについて、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第16条 の規定により大分県情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条例第17条の規定により、次のとおり通知します。

公開決定等 に対する公文書の件名	
不照申立ての内容	
不照申立てがあつた日	年 月 日
大分県情報公開・個人情報保護審査会に諮問した日	年 月 日
事務専業担当課	電話番号（ ） - 内線

大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十四年大分県教育委員会規則第十二号）新旧対照表

改正案

第一条～第十四条（略）
 第一号様式～第三号様式（略）
 第四号様式（第四条関係）

現行

第一条～第十四条（略）
 第一号様式～第三号様式（略）
 第四号様式（第四条関係）

第4号様式（第4条関係）

個人情報一部開示決定通知書
 大分県教育委員会
 年 月 日
 年 月 日
 印

年 月 日付付で請求のあった個人情報開示については、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第18条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することと決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報内容	
開示の実施の方法	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	電話番号() - 内線
一部を開示しない理由	
※開示しない部分を開示する期日	年 月 日
事務担当課所等	電話番号() - 内線

注 1 この決定は不開がある場合に行う。この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、大分県教育委員会に対し書頭請求することとができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に行うことができない。この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると書頭請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、大分県を相手として（訴訟において大分県を代表する者は大分県教育委員会となります）、知った日の翌日から起算して30日以内に行うことができます。この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると知った日の翌日から起算して30日以内に行うことができません。ただし、上記1の期間満了をした場合には、当該期間満了後に開示を請求することとができます。この通知書及び本人であることを証明することとができます。開示を希望される場合は、この欄に記載された日以後に改めて請求してください。指定された開示の日時に来庁することとができないときは、あらかじめ事務事業担当課所等に連絡してください。

第4号様式（第4条関係）

個人情報一部開示決定通知書
 大分県教育委員会
 年 月 日
 年 月 日
 印

年 月 日付付で請求のあった個人情報開示については、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第18条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することと決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報内容	
開示の実施の方法	
開示の日時	年 月 日 午前 時 分 午後
開示の場所	電話番号() - 内線
一部を開示しない理由	
※開示しない部分を開示する期日	年 月 日
事務担当課所等	電話番号() - 内線

注 1 この決定は不開がある場合には委員等に知らせたことを知った日の翌日から起算して30日以内に行う。この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に行うことができない。この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に行うことができない。この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると知った日の翌日から起算して30日以内に行うことができません。ただし、上記1の期間満了をした場合には、当該期間満了後に開示を請求することとができます。この通知書及び本人であることを証明することとができます。開示を希望される場合は、この欄に記載された日以後に改めて請求してください。指定された開示の日時に来庁することとができないときは、あらかじめ事務事業担当課所等に連絡してください。

大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十四年大分県教育委員会規則第十二号）新旧対照表

改正案

現行

第五号様式（第四条関係）

第五号様式（第四条関係）

第5号様式（第4条関係）
 個人情報不開示決定通知書
 第 年 月 日
 大分県教育委員会 印

年 月 日付で請求のあった個人情報の開示については、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第18条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

第5号様式（第4条関係）
 個人情報不開示決定通知書
 第 年 月 日
 大分県教育委員会 印

年 月 日付で請求のあった個人情報の開示については、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第18条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
開示しない理由	
※ 開示することができる期日	年 月 日
事務担当課所考	電話番号（ ） - 内線

開示請求に係る個人情報の内容	
開示しない理由	
※ 開示することができる期日	年 月 日
事務担当課所考	電話番号（ ） - 内線

注
 1 この決定に不届がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、大分県教育委員会に対して書面請求をすることができ、なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると書面請求をすることができなく（なり）ます。
 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として（訴訟において）大分県を代表する者は大分県教育委員会となります。）、自分の取消しを提起することができ、なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると自分の訴えを提起することができなく（なり）ます。ただし、上記1の書面請求をした場合には、当該書面請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、自分の取消しを提起することができ、その期日をあらかじめ明記することができ、開示請求していただきます。開示希望される場合は、この欄に記載された日以後に改めて請求していただきます。

注
 1 この決定に不届がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、大分県教育委員会に対して書面請求をすることができ、なお、この決定の日の翌日から起算して30日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると書面請求をすることができなく（なり）ます。
 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として（訴訟において）大分県を代表する者は大分県教育委員会となります。）、自分の取消しを提起することができ、なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると自分の訴えを提起することができなく（なり）ます。ただし、上記1の書面請求をした場合には、当該書面請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、自分の取消しを提起することができ、その期日をあらかじめ明記することができ、開示請求していただきます。開示希望される場合は、この欄に記載された日以後に改めて請求していただきます。

大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十四年大分県教育委員会規則第十二号）新旧対照表

改正案

現行

第六号様式（第八号様式（略））
第九号様式（第五条関係）

第六号様式（第八号様式（略））
第九号様式（第五条関係）

第9号様式（第5条関係）

個人情報開示決定の通知書

第 年 月 日

県

大分県教育委員会

印

年 月 日付け 第 号で通知したあなたに関する情報が含まれている個人情報開示しますので、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第19条第3項 第31条において準用する第19条第3項 の規定により、次のとおり通知します。

年 月 日付け 第 号で通知したあなたに関する情報が含まれている個人情報開示しますので、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第19条第3項 第31条において準用する第19条第3項 の規定により、次のとおり通知します。

開示することとした個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課所等	電話番号（ ） - 内線

開示することとした個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課所等	電話番号（ ） - 内線

注 1 この決定に不届がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、大分県教育委員会に対して異議申し立てをすることができ、なお、この決定の日から起算して1年を経過すると異議申し立てをすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大分県を相手として（訴訟において大分県を代表する者は大分県教育委員会となります）、過分の取消しの訴えを提起することができ、この決定の日から起算して1年を経過すると過分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、過分の取消しの訴えを提起することができ、

注 1 この決定に不届がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、委員会に対して異議申し立てをすることができ、なお、この決定の日から起算して1年を経過すると異議申し立てをすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大分県を相手として（訴訟において大分県を代表する者は大分県教育委員会となります）、過分の取消しの訴えを提起することができ、この決定の日から起算して1年を経過すると過分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の異議申し立てをした場合には、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、過分の取消しの訴えを提起することができ、

大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十四年大分県教育委員会規則第十二号）新旧対照表

改正案

現行

第十号様式～第十一号様式（略）
第十二号様式（第九条関係）

第十号様式～第十一号様式（略）
第十二号様式（第九条関係）

第12号様式（第9条関係）

個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

大分県教育委員会 印

第12号様式（第9条関係）

個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

大分県教育委員会 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正については、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第24条第2項の規定により次のとおり訂正しないことと決定したので、同条第4項の規定により通知します。

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正については、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第24条第2項の規定により次のとおり訂正しないことと決定したので、同条第4項の規定により通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正しない理由	
備 考	
事務担当課所等	電話番号（ ） - 内線

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、大分県教育委員会に対して異議申し立てをすることができ、なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県教育委員会となります）、過分の取消しの訴えを提起することができ、なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内で訴えを提起することもできなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求提出の訴えを提起することができません。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正しない理由	
備 考	
事務担当課所等	電話番号（ ） - 内線

注 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大分県教育委員会に対して異議申し立てをすることができ、なお、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申し立てをすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県教育委員会となります）、過分の取消しの訴えを提起することができ、なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内で訴えを提起することもできなくなります。ただし、上記1の異議申し立てをした場合には、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、過分の取消しの訴えを提起することができません。

大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十四年大分県教育委員会規則第十一号）新旧対照表

改正案

現行

第十三号様式～第十五号様式（略）
第十六号様式（第十一条関係）

第十三号様式～第十五号様式（略）
第十六号様式（第十一条関係）

第15号様式（第11条関係）

個人情報利用不停止等決定通知書

第 号
年 月 日

様

大分県教育委員会

印

第15号様式（第11条関係）

個人情報利用不停止等決定通知書

第 号
年 月 日

様

大分県教育委員会

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止等については、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第27条第2項の規定により次のとおり個人情報の利用停止等を行わないことと決定したので、同条第4項の規定により通知します。

年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止等については、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第27条第2項の規定により次のとおり個人情報の利用停止等を行わないことと決定したので、同条第4項の規定により通知します。

利用停止等請求に係る個人情報の内容	
請求に係る利用停止等	
利用停止等を行わない理由	
事務担当課所等	電話番号（ ） - 内線

利用停止等請求に係る個人情報の内容	
請求に係る利用停止等	
利用停止等を行わない理由	
事務担当課所等	電話番号（ ） - 内線

注 1 この決定に不届がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、大分県教育委員会に対して異議申立てをすることができても、この決定の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大分県を相手として（訴訟において大分県を代表する者は大分県教育委員会となります。）、自分の取消しを提起することができても、この決定の日から起算して1年を経過すると自分の取消しを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求提出日の訴えを提起することができます。

注 1 この決定に不届がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、大分県教育委員会に対して異議申立てをすることができても、この決定の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、大分県を相手として（訴訟において大分県を代表する者は大分県教育委員会となります。）、自分の取消しを提起することができても、この決定の日から起算して1年を経過すると自分の取消しを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立て日の訴えを提起することができます。

大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十四年大分県教育委員会規則第十二号）新旧対照表

改正案

第十七号様式、第十七号様式の二（略）
第十八号様式（第十二条関係）

第18号様式（第12条関係）

大分県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県教育委員会

印

閣下決定等に対する審査請求について、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第29条第1項の規定により大分県情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条例第30条の規定により、次のとおり通知します。

審査請求に係る個人情報の取扱が記録されている公文書等の名称及び個人情報の内容	
審査請求の内容	
審査請求があった日	年 月 日
大分県情報公開・個人情報保護審査会に諮問した日	年 月 日
事務事業担当課	電話番号（ ） - 内線

現行

第十七号様式、第十七号様式の二（略）
第十八号様式（第十二条関係）

第18号様式（第12条関係）

大分県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県教育委員会

印

閣下決定等に対する不照申立てについて、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）第29条の規定により大分県情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条例第30条の規定により、次のとおり通知します。

不照申立てに係る個人情報の取扱が記録されている公文書等の名称及び個人情報の内容	
不照申立ての内容	
不照申立てがあった日	年 月 日
大分県情報公開・個人情報保護審査会に諮問した日	年 月 日
事務事業担当課	電話番号（ ） - 内線

規則改正の概要

1 改正する規則

- (1) 大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和 35 年大分県教育委員会規則第 5 号。以下「委任規則」という。）
- (2) 大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる規則（昭和 35 年大分県教育委員会規則第 6 号。以下「専決規則」という。）
- (3) 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成 13 年大分県教育委員会規則第 4 号。以下「公文書公開規則」という。）
- (4) 大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 14 年大分県教育委員会規則第 12 号。以下「個人情報保護規則」という。）

2 改正理由

行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「旧法」という。）が全部改正され、新たに行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「新法」という。）として、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、規定の整備（上記法改正を受けた大分県条例の改正に伴う規定整備を含む。）が必要となるため

〔行政不服審査法とは〕

行政庁の行う公権力の行使（行政処分）に対して不服申立てを行う場合の手續等を定めた法律。国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

〔法改正の概要（今回の規則改正に関係する部分を抜粋）〕

・不服申立方法の見直し

（旧法）処分庁に対する異議申立て（上級行政庁がないとき）又は処分庁の上級行政庁に対する審査請求（上級行政庁があるとき）のいずれかで行うことが原則

（新法）処分庁の最上級行政庁に対する審査請求に一元化（ただし、処分庁に上級行政庁がない場合は、処分庁自身に対し審査請求を行う。）

・審査請求ができる期間の延長

（旧法）処分があったことを知った日の翌日から 60 日以内

（新法） " " 3 箇月以内

3 改正内容

(1) 委任規則及び専決規則

不服申立ての方法が審査請求に一元化されることに伴い、委任規則第

2 条第 1 項第 1 4 号及び専決規則第 1 条第 6 号の条文から「異議申立て」を削る。

〔委任規則〕

(現 行) 十四 訴訟、審査請求、異議申立てその他の争訟に関する
こと。

(改正案) 十四 訴訟、審査請求_____その他の争訟に関する
こと。

〔専決規則〕

(現 行) 六 訴訟、審査請求及び異議申立てに関すること(重要
なものを除く。)

(改正案) 六 訴訟及び審査請求_____に関すること(重要
なものを除く。)

(2) 公文書公開規則及び個人情報保護規則

これらの規則の一部様式の注書きで、公文書の公開又は個人情報の開示等の請求に係る教育委員会の処分に対して不服がある場合の不服申立ての方法を教示しているが、これを上記 2 の法改正の内容に合わせて改める。

〔公文書公開規則〕 第 3 号様式、第 4 号様式及び第 9 号様式

〔個人情報保護規則〕 第 4 号様式、第 5 号様式、第 9 号様式、第 1 2 号
様式及び第 1 6 号様式

(上記各様式の注書きの趣旨)

(現 行) 6 0 日以内に教育委員会に対して異議申立てをすることができる旨

(改正案) 3 箇月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができる旨

行政不服審査法改正を受けて、大分県情報公開条例(平成 1 2 年大分県条例第 4 7 号)及び大分県個人情報保護条例(平成 1 3 年大分県条例第 4 5 号)が改正されたことから、規定の整備を行う。

〔公文書公開規則〕 第 1 1 号様式...大分県情報公開条例の改正に伴う条ずれ整備、請求に係る不作為に対する審査請求も大分県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に付議することを追加

〔個人情報保護規則〕 第 1 8 号様式...大分県個人情報条例の改正に伴う条ずれ整備、請求に係る不作為に対する審査請求も審査会に付議することを追加

4 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日(新法及び条例の施行期日に合わせるもの)

行政不服審査法の概要

【概要】

- 現行行政不服審査法は、昭和37年に制定・施行されて以降、**50年以上、本格的な改正なし**。
- この間、国民意識の変化、**行政手続法の制定**(H5)や**行政事件訴訟法の改正**(H16)等の関連法制度の整備
⇒**公正性・利便性の向上等の観点**から、時代に即して抜本的な見直し

<経緯>

- ・1962(昭和37)年 行政不服審査法の制定(8/31)・施行(10/1)
- ・1993(平成5)年 行政手続法の成立(聴聞手続など事前手続の整備)
- ・2004(平成16)年 行政事件訴訟法の改正(出訴期間の延長、義務付け訴訟の法定など司法救済手段の充実)
- ・2007(平成19)年 「行政不服審査制度検討会最終報告」
- ・2008(平成20)年 「20年法案」国会提出 ⇒平成21年廃案
- ・2011(平成23)年 「行政救済制度検討チーム取りまとめ」(総務大臣と行政刷新担当大臣が共同座長)
- ・2013(平成25)年 「行政不服審査制度の見直し方針」(6月)(総務省決定)
- ・2014(平成26)年 行政不服審査法関連3法案 国会提出(3/14)・成立(6/6)・公布(6/13)

<改正法の概要>

○**不服申立構造の見直し**(不服申立ての種類を原則として「**審査請求**」に一元化)

○公正性の向上

- ・**審理員制度の導入**(原処分に関与していない等の要件を満たす「**審理員**」が審理手続を主宰)
- ・**行政不服審査会等への諮問手続の新設**(審査庁の判断の妥当性を第三者機関がチェック)
- ・**審査請求人等の手続保障の拡充**(口頭意見陳述における処分庁等への質問、提出書類等の謄写 など)

○使いやすさの向上

- ・**審査請求期間を3か月に延長**(現行:60日)
- ・**迅速性の確保等**(標準審理期間、争点等の整理手続、情報提供・公表の努力義務化 など)

○救済手段の充実・拡大

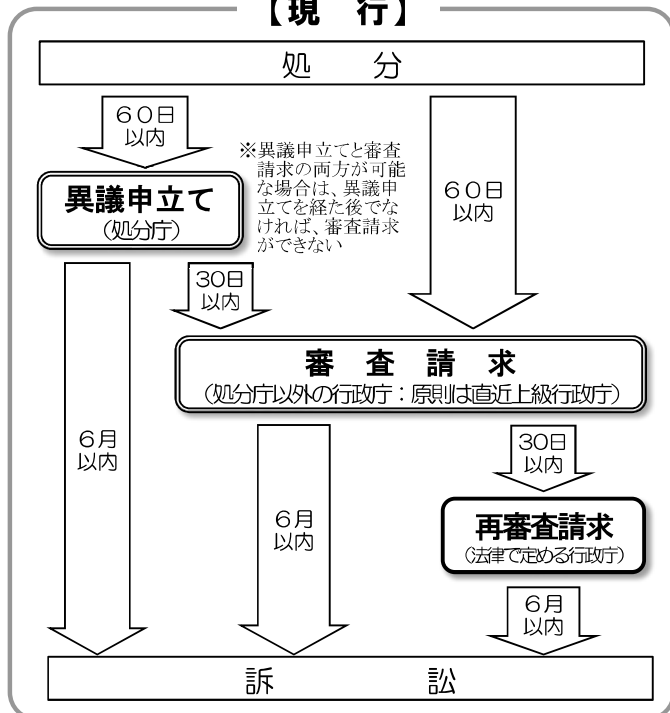
- ・**裁決時(※)に併せて申請認容処分をとる措置を新設(※)**申請拒否処分や不作為が違法・不当である場合
- ・**「処分等の求め」「行政指導の中止等の求め」等の手続を新設**(行政手続法)

不服申立構造の見直し

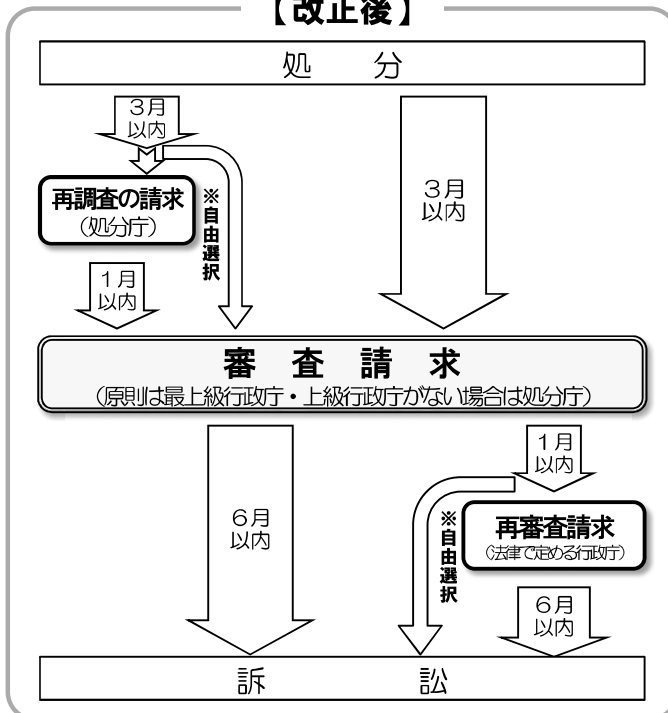
【主な事項】

- 原則となる不服申立類型を「**審査請求**」に一元化
- 例外として、個別法の特別の定めにより「**再調査の請求**」(審査請求との選択制)や「**再審査請求**」を認める
- 審査請求期間を3月に延長**

【現 行】



【改正後】



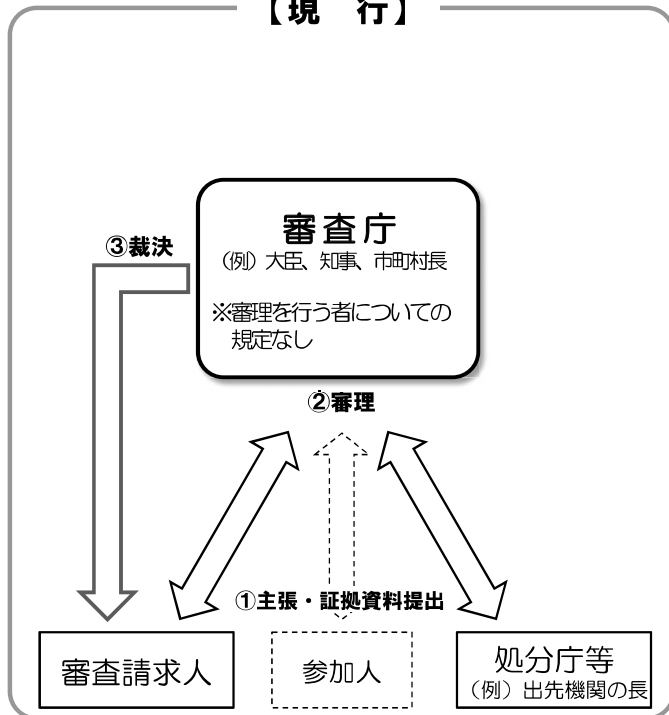
審理・裁決の公正性の向上

【主な事項】

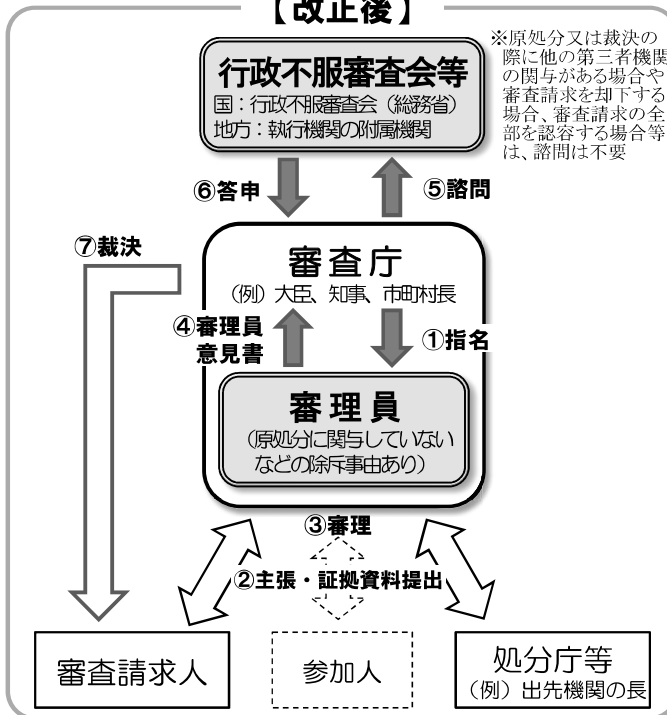
- 原処分に関与していない審査庁の職員が審理手続を行う**審理員**制度の導入
- 第三者の立場から、審査庁の裁決の判断の妥当性をチェックする**行政不服審査会等**への**諮問**手続を導入

(注) 審査庁が合議制の機関である場合等は、審理員の指名や行政不服審査会等への諮問は不要

【現 行】



【改正後】



審理手続等の充実

【主な事項】

- 口頭意見陳述における**処分庁等に対する質問権**を認めるなど、審理を充実
- 提出書類等の閲覧の範囲を拡充するとともに、**謄写(コピー)**も可能に
- 裁決の際に、**申請認容処分をする旨の措置**をとる規定を新設し、争訟の一次的解決を可能に

【現 行】

＜参加人の主張＞
○参加人の主張書面の手続なし

＜口頭意見陳述＞
○申立てをした審査請求人・参加人の意見陳述を聴取するのみ
○他の審理関係人の出席の規定なし

＜提出書類等の閲覧等＞
○処分庁等から提出された書類・物件の閲覧のみ

＜裁決＞
○申請拒否処分を取り消す場合や、不作為が違法・不当な場合も、申請に対する応答内容が確定されない
(裁決の趣旨に従い処分庁等が処分を判断)

【改正後】

＜参加人の主張＞
○参加人の「意見書」の提出手続を整備

＜口頭意見陳述＞
○申立てをした審査請求人・参加人は、陳述に加え、**処分庁等に対する質問**が可能に
○**全ての審理関係人を招集**して実施

＜提出書類等の閲覧等＞
○対象を審理員に**提出された全ての書類・物件**に拡充するとともに、**謄写(コピー)**も可能に

＜裁決＞
○申請拒否処分を取り消す場合や、不作為が違法・不当な場合には、**処分庁等に対して申請認容処分を命ずる措置**(注)が可能に
(注) 処分庁等である審査庁は、申請認容処分をする措置

第二号議案

大分県公立学校教職員の人材育成方針の改訂について

大分県公立学校教職員の人材育成方針を別紙のとおり改訂したいので、議決を求めらる。

平成二十八年三月十日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

提案理由

平成二十三年十月に策定した大分県公立学校教職員の人材育成方針について、大分県長期総合計画、大分県教育大綱及び大分県長期教育計画の策定を踏まえ、改訂したいので提案する。

「大分県公立学校教職員の人材育成方針」の改訂について(案)

1 大分県長期総合計画 安心・活力・発展プラン 2015

教育人事課

2 大分県教育大綱

3 大分県長期教育計画「教育県大分」創造プラン2016(案)からの本県の主な教育課題

体力向上
運動意欲の喚起による体力の向上

学力向上
高大接続改革を踏まえ、小中高を通じた学力の向上

生徒指導
いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期対応の徹底

グローバル人材育成
世界に挑戦するための基盤となる力の育成

若手教職員の増加
大量退職・採用に伴い増加する若手教職員の計画的な育成

特別支援教育の充実
障がいのある子どもの可能性を最大限伸ばす教育

「芯の通った学校組織」を基盤として教育課題に対応できる人材を育成する

4 人材育成方針の改訂

教員養成・採用段階から、採用後の能力開発、研修体系や人事異動等教職員のキャリアステージ全般を通じた人材育成策を総合的、体系的に方針として定めたもの。子どもたちに未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせるための教職員の育成を推進する。

5 人材育成に係る主な施策

1 人材の確保

- (1) 教員志望者の確保
 - ・県内の教員養成を行う大学に、教員養成に関する情報を提供
 - ・県内外の大学、学生に本県採用状況を情報提供
- (2) 教員採用選考試験の見直し・改善
 - ・大量退職期に、採用倍率も考慮しながら計画的に採用
 - ・採用時の経験年数要件の見直し(他県教員) **新**
- (3) 多様な人材の確保
 - ・民間人校長の成果を検証し、引き続き多様な人材を採用
- (4) 正規教員の確保
 - ・指導力に優れる退職者の再任用の促進、退職者数を勘案した新規採用、くくり募集等により正規教員比率を引上げ、学級担任への正規教員の配置を促進 **新**

2 人材の育成

- (1) 求められる教員の育成
- (2) 職務を通じた能力開発
 - ・「OJTの手引き」を作成・活用した若手教職員の能力開発 **新**
 - ・「授業改善推進手引き」等を活用した校内研究の充実 **新**
- (3) 教職員研修の充実
 - ・教職大学院を活用した学校マネジメント能力に優れた管理職の養成 **新**
 - ・マネジメント能力に秀でた民間人講師による管理職研修の活性化 **新**
 - ・小中高教員合同の英語授業改善研修の新設 **新**
 - ・「いじめ・不登校対応スキルアップ研修」の新設 **新**
- (4) 自己啓発の促進・支援
- (5) 人事異動を通じた育成
 - ・広域人事異動の継続
 - ・小・中及び中・高間の異校種間交流を推進 **新**
- (6) 教職員評価システムによる育成

3 人材の登用・活用

- (1) 職能に応じた適材の任用
 - ・管理職採用資格保有者選考試験を活用し、改革意欲や実行力に富む者を選考
 - ・女性の管理職への登用推進 **新**
 - ・女性の分掌主任・班総括等への任用推進 **新**
 - ・主幹教諭、指導教諭、分掌主任、特別支援学校学部主事を学校での指導的役割を果たすモデルリーダーとして育成
 - ・主要主任の任用に当たり、県及び全ての市町村教委で設定した承認要件による承認
 - ・県立学校事務職員の専門性、能力を学校運営に活用するため、校長、副校長への登用を検討 **新**

4 人材育成のための支援

- (1) 教職員が教育活動に専念できるような環境の整備
 - ・教育庁内PTを活用し、学校現場教職員との意見交換を通じた業務改善
 - ・総務事務システム導入を契機とした県立学校事務室の機能強化 **新**
- (2) 健康管理
 - ・「こころのコンシェルジュ」によるメンタルヘルス対策
 - ・ストレスチェック制度に基づく診断システムの活用 **新**
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・特定事業主行動計画に基づく休暇取得の促進
 - ・育児休業中教職員への研修受講機会の提供 **新**

「求められる教職員像」の実現

専門的知識をもち、実践的指導力のある人
柔軟性と創造力をそなえ、未知の課題に立ち向かう人

使命感にあふれ、高い倫理観と豊かな人間性をもつ人
学校組織の一員として考え行動する人

大分県長期教育計画の基本理念の実現

生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造

大分県公立学校教職員 の人材育成方針

平成 2 8 年 月 改訂

大分県教育委員会

目 次

改訂の考え方	．．．．．	P 1
現状と課題	．．．．．	P 3
求められる教職員像	．．．．．	P 5
今後の施策の方向性	．．．．．	P 8
1 人材の確保	．．．．．	P 8
(1) 教員志望者の確保	．．．．．	P 8
(2) 教員採用選考試験の見直し・改善	．．．．．	P 9
(3) 多様な人材の確保	．．．．．	P 10
(4) 正規教員の確保	．．．．．	P 10
2 人材の育成	．．．．．	P 11
(1) 求められる教員の育成	．．．．．	P 11
(2) 職務を通じた能力開発	．．．．．	P 11
(3) 教職員研修の充実	．．．．．	P 12
(4) 自己啓発の促進・支援	．．．．．	P 14
(5) 人事異動を通じた育成	．．．．．	P 14
(6) 教職員評価システムによる育成	．．．．．	P 16
(7) 勤務の状況に応じた指導と支援	．．．．．	P 17
3 人材の登用・活用	．．．．．	P 18
(1) 職能に応じた適材の任用等	．．．．．	P 18
4 人材育成のための支援	．．．．．	P 20
(1) 教職員が教育活動に専念できるような環境の整備	．．．．．	P 20
(2) 健康管理	．．．．．	P 21
(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	．．．．．	P 22
終わりに	．．．．．	P 23
教職員のキャリアイメージ	．．．．．	P 24

改訂の考え方

平成 23 年 10 月に、大分県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）では人材育成方針を策定した。策定の趣旨は下記のとおりである。

- ・ 県教育委員会では、平成 20 年の教員採用選考試験等に係る不祥事を受け、権限と責任が明確で透明性の高い教育行政システムを確立するため、各種試験制度の抜本的な見直しを始めとする教育行政の改善策を実施してきた。

また、県民の教育への信頼を回復するため、新たな教職員人事評価制度の導入、教職員研修の充実、広域人事の推進など、教職員の資質能力向上や一層の意識改革に取り組むことにより、学校における教育の質の向上に努めている。
- ・ 県民の教育への信頼回復を確かなものにするには、教育の現場で着実に成果を上げ、県民共通の願いである子どもたちの学力や体力の向上、社会性や規範意識を育むことなどをしっかり実現する必要があり、学校教育の直接の担い手である教職員の一層の資質能力の向上と意識改革が不可欠である。
- ・ このため、大分県の教育を担う教職員の人材育成の在り方について、本県の教育課題等を踏まえた上で、教員養成・採用段階から、採用後の能力開発、研修体系や人事異動等教職員のキャリアステージ全般を通じて必要な施策を総合的、体系的に人材育成方針として整理し、今後この方針を基に各施策を市町村教育委員会とも相互に連携しながら取り組んでいくこととする。

本県では、国の答申等において用いられていた「ライフステージ」という表記を使用していたが、勤務経験に即した人材育成を行うという趣旨から、平成 27 年 12 月の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」で用いられている「キャリアステージ」という表記を使用することとする。

その後、県教育委員会は、平成 24 年 11 月に「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』推進プラン」を、平成 26 年 11 月には「子どもの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』活用推進プラン」を策定し、組織的な学校運営に取り組んできた。

また、平成 26 年 10 月に「大分県グローバル人材育成推進プラン」、平成 27 年 3 月に「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」、同年 5 月には「県立高等学校授業改善実施要領」を策定し、組織的な授業改善等に取り組んでいる。

大分県では、平成 27 年 6 月には、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく「大分県教育大綱」を、同年 10 月には「大分県長期総合計画（安心・活力・発展プラン 2015）」を策定し、県教育委員会においては、「大分県長期教育計画（『教育県大分』創造プラン 2016）」の計画期間を平成 28 年度から 36 年度まで

としている。これらの内容を踏まえ、本県の教育課題に意を用いながら、人材育成方針の改訂を行うものである。

現状と課題

【教育への信頼回復】

教育への信頼を回復するためには、未来を切り拓く力と意欲を備え、「知・徳・体」の調和の取れた子どもを育成するという教育の原点に立ち返り、教育の場で成果を上げ、県民の期待に応えることが必要である。

このため学力向上、体力向上に向けての様々な施策の実施と併せて人事面では教職員の採用・昇任選考等を抜本的に見直すとともに、人事・給与面での処遇や研修制度への教職員人事評価制度の活用、教職員のキャリアステージに応じた研修の充実、人事異動方針等の見直しによる広域人事等の推進など、教職員の資質能力向上や一層の意識改革の取組を通じて教育の質の向上に努めているところである。

その結果として、現場教職員の努力により取組の成果は確実に現れつつある。県民の教育への信頼を回復するには、これまでの取組をステップとして「教育県大分」の創造に向けたさらなる取組が必要である。

【多様化する教育課題への対応】

また、近年の社会状況の変化や子どもの変化等を背景として、学力・体力向上への対応、生徒指導上の課題、特別な支援を必要とする児童生徒への対応、家庭や地域の教育力の問題、グローバル社会を生き抜くことができる人材の育成等、教育を取り巻く環境が急激かつ複雑に変化し、さまざまな教育課題が生じている。こうした課題を克服し、保護者や地域社会から信頼される学校づくりを進めていくためには、教職員一人一人の高い指導力と対応力とともに、学校あげての組織的な課題解決力が今まで以上に求められている。

【大量退職時代への対応】

さらに、大量退職時代を迎え、経験豊かなベテラン教職員が大量に退職していくことから、量及び質の両面から本県の教育課題に対応できる人材を確保することが求められるとともに、経験豊かなベテラン教職員の持つ教育指導に関するノウハウの継承等、若い教職員を計画的に育成していかなければならない。

【キャリアステージを通じた人材の育成】

教職員の資質能力は、採用前、初任時、中堅時等の各段階における教育や現場体験、研修等を通じて形成されていくものであり、その向上を図るための施策は、人事異動を含めて、それぞれの段階に応じたものでなければならず、引き続き、教職員のキャリアステージ全般を通じた総合的かつ体系的な育成策を講じることが重要である。

なお、教職員が持てる資質能力を十分に発揮するには、働きやすい職場環境の整備や心身ともに健康の維持が必要である。

このため、教職員が各自の役割に応じて持てる資質能力を十分に発揮し、学校が組織として十分に機能するよう、校内環境を整備し、適切な健康管理を行うとともに、仕事と家庭生活の適度なバランスが取れた充実した教育活動を行うことができるため

の必要な施策についても併せて講じていく必要がある。

【「芯の通った学校組織」の確立】

平成 24 年度からの「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』推進プラン」等の計画的取組によって、重点化・焦点化された目標設定、目標達成に向けた取組の検証・改善が進むとともに学校運営体制の充実が図られ、学校の課題解決力は着実に向上してきた。しかしながら、全学校、全教職員に取組が浸透するまでには至っていないことから、一層の学校マネジメントの定着が求められる。

平成 26 年度には小学校で学力・体力ともに九州トップレベルを達成するなど取組の成果は確実に表れつつあるが、この状況に止まることなく、授業改善や不登校対策といった教育課題の解決のため、「芯の通った学校組織」の確立を目指して取組を継続・深化させていく必要がある。

求められる教職員像

教職員の人材育成を推進するにあたっては、あらためて本県の教職員に求められる資質能力等が何かを明らかにする必要がある。

平成 17 年 10 月の中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」において、「あるべき教師像の明示」が示され、さらに平成 24 年 8 月の中央教育審議会「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」において、「これからの教員に求められる資質能力」として以下のように示されている。

これからの教員に求められる資質能力

これからの社会で求められる人材像を踏まえた教育の展開、学校現場の諸課題への対応を図るためには、社会からの尊敬・信頼を受ける教員、思考力・判断力・表現力等を育成する実践的指導力を有する教員、困難な課題に同僚と協働し、地域と連携して対応する教員が必要である。

また、教職生活全体を通じて、実践的指導力等を高めるとともに、社会の急速な進展の中で、知識・技能の絶えざる刷新が必要であることから、教員が探究力を持ち、学び続ける存在であることが不可欠である（「学び続ける教員像」の確立）。

上記を踏まえると、これからの教員に求められる資質能力は以下のように整理される。これらは、それぞれ独立して存在するのではなく、省察する中で相互に関連し合いながら形成されることに留意する必要がある。

- () 教職に対する責任感、探究力、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力(使命感や責任感、教育的愛情)
- () 専門職としての高度な知識・技能
 - ・ 教科や教職に関する高度な専門的知識(グローバル化、情報化、特別支援教育その他の新たな課題に対応できる知識・技能を含む)
 - ・ 新たな学びを展開できる実践的指導力(基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて思考力・判断力・表現力等を育成するため、知識・技能を活用する学習活動や課題探究型の学習、協働的学びなどをデザインできる指導力)
 - ・ 教科指導、生徒指導、学級経営等を的確に実践できる力
- () 総合的な人間力(豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力、同僚とチームで対応する力、地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力)

また、平成 27 年 12 月の「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い，高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」において、上記資質能力に加え、次の資質能力も求められるとしている。

これまで教員として不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力などが必要である。

アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量を高めることが必要である。

「チーム学校」の考えの下、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力の醸成が必要である。

県教育委員会では、本県の教育課題等を踏まえた上で、平成 23 年度から「求められる教職員像」を次のとおり示すこととしている。

求められる教職員像

- 1 専門的知識をもち、実践的指導力のある人
- 2 使命感にあふれ、高い倫理観と豊かな人間性をもつ人
- 3 柔軟性と創造力をそなえ、未知の課題に立ち向かう人
- 4 学校組織の一員として考え行動する人

1 専門的知識をもち、実践的指導力のある人

着眼点 - 【専門性】

- ・教科等に関する専門的知識
- ・学習指導や生徒指導等に関する実践的指導力 等

2 使命感にあふれ、高い倫理観と豊かな人間性をもつ人

着眼点 - 【人間性】

- ・強い責任感や思いやりの心
- ・教育公務員としてのより高度な規範意識
- ・円滑に教育活動を進めることができる対人関係能力 等

3 柔軟性と創造力をそなえ、未知の課題に立ち向かう人

着眼点 - 【社会性・創造性・たくましさ】

- ・広い視野、柔軟な発想、企画力
- ・困難なときにこそ常に創造力を発揮し、新しい課題に果敢に取り組む姿勢 等

4 学校組織の一員として考え行動する人

着眼点 - 【組織人としての自覚】

- ・学校組織の一員として考え行動する姿勢
- ・校長のリーダーシップのもと、教育課題の解決に組織として取り組む姿勢 等

また、教職員評価システムの「能力評価」においては、教職員の職級、職種、年齢等に基づき複数の被評価者群を設定した上で、それぞれ必要な能力等を評価項目として示している。

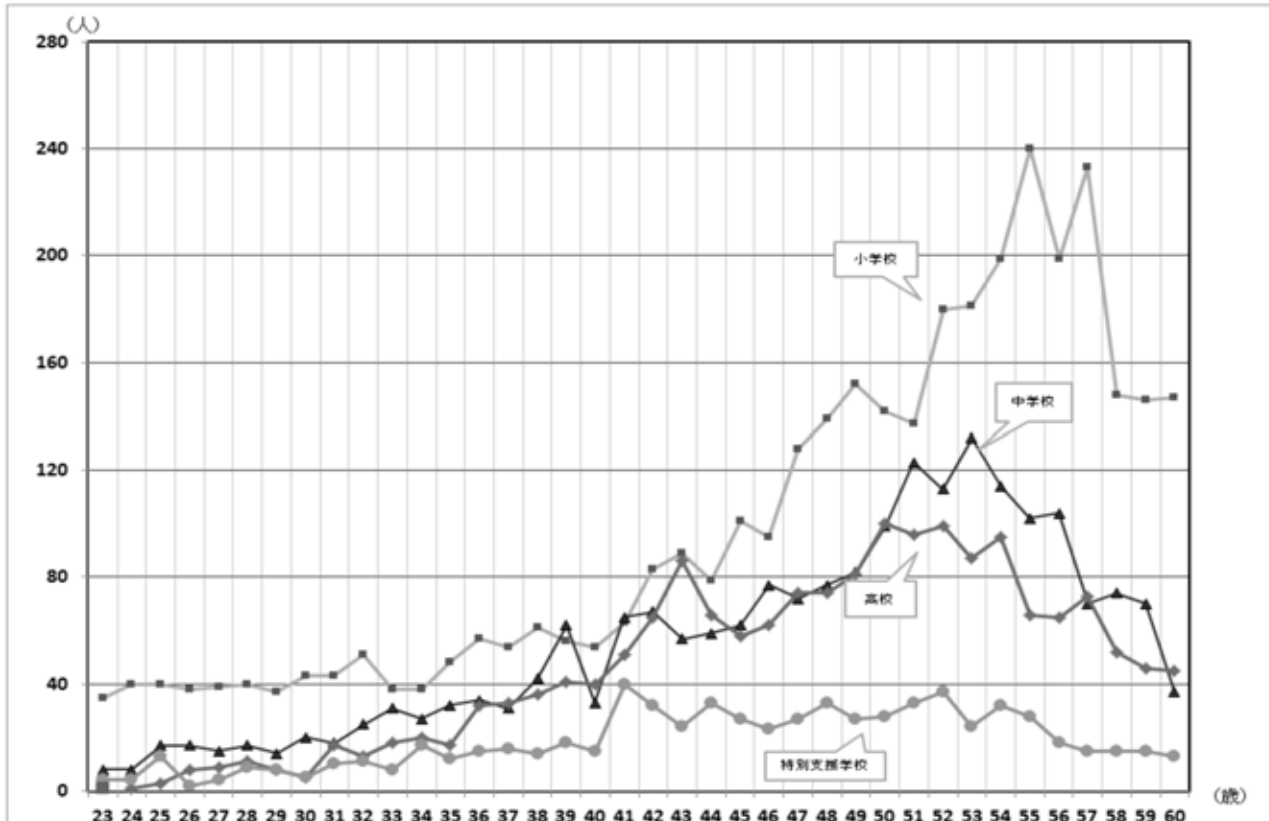
例えば、教諭については、管理職選考試験の資格試験化を踏まえ、39歳以上と39歳未満で被評価者群を区分し、経験を積んだ39歳以上の者については、「リーダーシップ」の評価項目を設け、「職責、経験に応じたリーダーシップを発揮できるか。」「校務分掌や学校の取組に積極的に参画し、他の職員をリードしながら教育課題の解決に取り組めるか。」といった着眼点から評価を行うこととしている。

県教育委員会では、求められる教職員像を踏まえた上で、教職員それぞれの職責に応じた資質能力等の向上を図っていくこととする。

今後の施策の方向性

本県の教育課題や求められる教職員像を踏まえ、今後 10 年間で約半数が退職していく状況の下、教職員の人材育成について、養成・採用段階から、採用後の能力開発、研修体系や人事異動等教職員のキャリアステージ全般を通じて必要な施策を次のとおり展開することとし、今後の施策の方向性に基づき、施策の具体化を図ることとする。

公立学校教員の年齢分布(平成27年4月1日現在)



※1 平成27年4月1日現在在職者の平成27年度年齢(H28.4.1時点の年齢)による年齢別人数分布
 ※2 対象は、校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭(充て指導主事も含む)

1 人材の確保

教員の大量退職時代を迎え、量及び質両面で本県の教育課題に対応できる人材を確保することが今後の大きな課題である。

本県での教員志望者を確保する取組を推進するほか、教員採用選考試験においては、専門性ととも本県の教育課題に対応できる人材を確保できるよう、試験の透明性、公平性にも十分留意しながら必要な見直し等を継続して行う。

(1) 教員志望者の確保

本県の教職をめざす者に本県の教育がより身近になるよう、教員採用選考試験や教育に関する情報を積極的に提供し、関係機関とも連携を図りながら、志望者確保に取り組む。

【具体的な取組】

教員志望者への情報提供

- ・県内の教員養成を行う大学に対して、教員養成に関する情報を提供する。
- ・県内外の大学、学生等に対して、本県の教育、教員採用の動向等を積極的に情報提供する。

〔説明会の実施等〕

- ・中学校や高等学校などの段階から、教職に対する積極的な情報提供により、生徒の教職を目指そうとする意識・関心の高揚を図る。

〔中高生への情報提供〕

教員志望者への支援

- ・関係機関と連携しながら、本県で教職をめざす者に大分県の教育に触れる機会を積極的に提供する。

〔指導教諭等の授業公開、学習サポーター経験等〕

(2) 教員採用選考試験の見直し・改善

教員採用選考試験については、試験の公正・公平及び透明性を確保しながら、本県の教育課題に対応できる人材確保のため、引き続き改革改善に取り組む。

また、今後の教員の大量退職に備え、採用数の確保とともに、多様な選考方法のもとで、専門性とともに本県の教育課題に対応できる人材を確保できるよう、試験制度の見直しをさらに進める。

【具体的な取組】

教員の大量退職への対応

- ・平成 3 2 年度をピークに教員の大量退職期が到来することから、採用倍率も考慮しながら正規教員の採用を計画的に行い、向こう 5 年間毎の退職者数の増加を見通した前倒し採用を行い、将来の年齢構成の均てん化を図る。
- ・その際、今後の教員定数の動向を見極めながら、全県的な教育水準の維持向上の観点から臨時講師比率等も勘案し、採用計画を策定する。

試験制度の見直し・改善

- ・本県の教育課題に応じた多様で柔軟な選考方法を充実する。
〔異校種間の人事交流活性化のため、校種をまたがる「くくり募集」等〕
- ・他県の教諭経験者について、その経験・実績等に応じた選考方法について検討を行う。
〔経験年数要件の見直し〕
- ・本県で教員を目指す者との意見交換を通じて必要な見直しを実施する。

- ・優秀な人材の確保に向け、模擬授業や面接のあり方等、第 2 次、第 3 次試験の実施内容について、検証改善を図る。

(3) 多様な人材の確保

保護者や地域のニーズを的確に把握し、柔軟で開放的な学校運営を推進するため、民間の経験やノウハウをもった多様な人材の確保に努める。

【具体的な取組】

民間人校長、教諭の採用と活用

- ・これまでの成果を検証し、引き続き多様な人材の採用及び活用に努める。

(4) 正規教員の確保

学校における種々の教育課題に的確に対応するには、組織的な対応とともに、正規教員の果たす役割が大きいことから、退職者数や臨時講師比率の状況等を勘案して、正規教員の人材の確保に努める。また、小中学校の学級担任への正規教員の配置を促進する。

【具体的な取組】

正規教員比率の引上げ

- ・正規教員の人材確保に努め、正規教員比率を引き上げることにより、小中学校の学級担任への正規教員の配置を促進する。
〔指導力に優れる教職員の再任用の促進、退職者数を勘案した新規採用、校種間の人事交流の促進のためのくくり募集の実施等〕

2 人材の育成

教員の育成にあたっては、キャリアステージを通じてその資質能力を高めていくシステムづくりが大切である。

職務を通じた能力開発（OJT）、教職員研修（Off-JT）、自己啓発（SD）等による能力開発を支援するほか、人事異動等を通じた育成策を講ずるなど教員それぞれの職責に応じた能力開発を計画的・体系的に実施していく。

（ 1 ）求められる教員の育成

教員の養成段階から本県の教育課題に対応できる人材を育成していくことが重要であることから、必要な施策の実施に努める。

【具体的な取組】

- ・ 県内大学等の教員養成機関と連携し、求められる教員の養成に資するための方策について協議・検討を行う。
- ・ 市町村教育委員会と連携し、本県で教員を目指す学生のフィールドワークの場の提供を推進する。

（ 2 ）職務を通じた能力開発

職務を通じた能力開発、いわゆるOJTは、すべての教員を対象として、身に付けるべき力を、意識的、計画的、継続的に高めていく取組である。

今後、経験豊かな教員の大量退職を迎え、管理職やベテラン教職員が持つノウハウを次世代の若手教員や、中堅教員へ継承していく機会としてもOJTは、ますます重要となる。

とりわけ、各学校における研究及び研修は、各学校の課題・重点目標など身近な課題意識に基づいて行われるものであり、教員の自己研鑽の意欲を高め、OJTによる資質向上を図るうえで重要な役割を持つことから、その成果が日常の教育活動へ転移、発展させる研修となるよう、内容の検討や方法の工夫が重要である。

【具体的な取組】

OJTの手引の作成

- ・ 組織的に職務を通じた能力開発を行うため、採用から10年間の若手教職員を対象としたOJTの手引を作成する。
- ・ その実践過程において、管理職、主要主任等及びベテラン教職員の人材を育成する力を養成する。

校内研究（研修）の充実

- ・ 各学校の校内研究（研修）は、教員一人一人の教科指導や学級経営における指

導力の向上など、市町村教育委員会や各学校が抱える教育課題に対応する必要があることから、組織的な授業改善の推進（「目標達成に向けた組織的な授業改善」推進手引きや県立高等学校授業改善実施要領の活用）等を通じて、検証・改善を図る。

- ・その際には、校内研究（研修）をOJTの場と位置づけるなど、学校内におけるOJTを充実するための方策について検討を行う。

出前研修の実施

- ・各学校及び各市町村教育委員会における教育課題に対応する研修の実施にあたり、指導主事や外部講師を派遣するなどの支援を行う。

ベテラン教員のノウハウ継承の支援

- ・指導教諭の配置等を通じて、指導力の優れた教員が持つノウハウを伝承し、教員の資質向上と学校全体の組織的教育力の向上を図る。
- ・初任者の指導力向上を図るため、拠点校指導教員に職員への指導力に優れた退職校長等を活用する。

若手教職員等の育成

- ・校内において、様々な分掌を経験させるなど、多様な教育活動の経験を促進する。

（ 3 ）教職員研修の充実

教職員は絶えず研修に努め、学び続けることが求められるため、任命権者は教職員研修を積極的に推進し、教職員の資質能力の向上を図らなければならない。

これまでも、キャリアステージに応じた基本研修を整備し、主体的な自己研鑽への意欲を喚起する研修の構築と研修方法の弾力化を図るとともに、学校の組織や教育課題に対応する研修の充実を図ってきたところである。

今後も、引き続き教職員のキャリアステージに応じた継続的・体系的な研修の一層の充実を図るとともに、学校マネジメントやカリキュラム・マネジメントに係る研修の充実を図る。

また、マネジメント能力に秀でた教職員を育成するため、大学と連携し、大分大学教職大学院を活用した能力開発を行っていく。

【具体的な取組】

学校マネジメント研修の充実

- ・学校マネジメントに係る取組の徹底を図るため、管理職、主任等をはじめ全ての教職員に学校マネジメントの意義と内容の理解を促し、学力・体力の向上等、各学校における教育課題の解決に向けた組織的な取組を一層推進する。

キャリアステージに応じた能力を付ける研修の充実

- ・教科指導及びいじめ・不登校など児童生徒理解に対する研修の充実を図る。
- ・今日の教育課題を踏まえた学校運営についての研修の充実を図る。

管理職研修の充実

- ・管理職は、学校運営の重責を担う者として力量を高め、学校改革に取り組む必要があることから、組織マネジメントやカリキュラム・マネジメント、リーダーシップ等、学校全体の管理運営に係る専門知識や技能、危機管理や運営上の課題への対応力、学校のガバナンスなどの能力を継続的に向上させるための管理職研修の充実を図る。
- ・マネジメント能力に秀でた民間人講師等による管理職研修の活性化を図る。

主任（ミドルリーダー）研修の充実

- ・主幹教諭や指導教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任及び研究主任等の組織マネジメントやカリキュラム・マネジメントの能力を向上させるとともに、それぞれの役割に必要な知識や技能を身につけさせ、各学校で指導的役割を果たすミドルリーダーを育成するための主任等研修の充実を図る。

事務職員研修の充実

- ・県教育センターで実施する事務職員研修に加え、学校運営に積極的に参画する観点から教員対象の研修も受講可能とするほか、知事部局職員との合同研修、課題に応じた独自研修の実施などを通じ、事務職員の研修機会の拡大と充実を図る。

臨時講師等研修の充実

- ・臨時講師等の指導力向上のため、受講可能な研修を増やすなど、研修機会の拡大を図るとともに研修に積極的に参加しやすい環境の整備を行う。

長期派遣研修の再構築

- ・長期派遣研修を受講者のキャリア形成支援、資質能力の向上、受講後のフィードバックの観点から引き続き再構築する。

教職員研修の中核市との連携

- ・教職員研修について、全県的な教育水準の維持向上のため、中核市との連携について検討を行う。

グローバル人材を育てる教員の育成

- ・英語力（語学力）について外部資格保有者数を増加させるため、外部専門機関と連携した指導力向上プログラムの導入の検討、小中高教員合同の英語授業改善研修の実施など教職員研修の充実を図る。

教職大学院の活用

- ・教職大学院の履修者として、有能かつ改革意欲に富む現役中堅教員を派遣し、県内にマネジメント能力に優れた管理職の輩出を図る。
- ・大分大学教職大学院での指導に当たる実務家教員として、経験豊富で有能な教職員を派遣する。

免許状更新講習の受講環境の整備支援

- ・県内大学に対して免許状更新講習の定員確保等の働きかけを行うとともに、講師派遣を通じて、教育委員会としても人材育成に寄与していく。

(4) 自己啓発の促進・支援

教員の能力開発には、一人一人がその職務の重要性を認識し、自己啓発に努めることが重要である。

そこで、教員個々の職務上の課題解決への意欲向上を促すとともに、研修機会・教育情報の提供機能の充実を図る。

【具体的な取組】

土曜セミナーによる研修機会の提供

- ・県教育センターが行う土曜セミナーにより、週休日を利用して主体的に自己研鑽し、実践力の向上を図ろうとする教職員への研修機会を提供し、自主的な研修の支援を強化する。

長期休業中の研修機会の提供

- ・長期休業中における教員の自己啓発促進を図るための研修の実施について検討を行う。

インターネット等を活用した研修資料の提供

- ・教育庁チャンネル等を利用し、優れた教員の授業映像等質の高い研修資料を提供する。

(5) 人事異動を通じた育成

人事異動は最大の研修であると言われるように、人材を効果的に育成していくためには研修制度の整備等による直接的な能力開発支援だけでなく、「人事異動」等の普段の人事を通じた人材の育成が益々重要となる。教職員の大量退職が進む中、教職員としての幅広い視野と能力の伸長を図るため、採用から早い時期に異なる環境を通じ

て多様な経験を引き続き積み重ねることが必要である。さらに、将来のリーダー育成も視野においたマネジメント能力の育成に向けた職場研修（OJT）の充実のため、全県的視野に立った職員構成（年齢・免許等）の均衡を図ることも必要である。

小中学校事務では、事務職員の組織化による「学校支援センター」を県下17市町に30センター設置しており、事務の共同実施、学校運営への一層の参画などを通じ小中学校事務職員の育成と活用を図る。

また、県立学校事務では、「統括事務室」を県内15ブロックに設置するとともに、県立学校事務室が学校運営に積極的に参加するなど、各種研修や人事異動等を通じて県立学校事務職員の育成と活用を図っていく。

【具体的な取組】

能力評価結果の活用

- ・能力評価結果を、教職員の人事異動や校内人事など人事全般に積極的に活用することにより、各学校の教育課題解決に向けた適材適所の人事配置をより一層推進する。

広域人事の推進

- ・「全県的な教育水準の維持向上」「教職員の意識改革」「若手教職員の人材育成」の観点から広域人事を継続して推進する。
- ・キャリア形成を意識し、採用から早い時期に異なる環境、多様な経験を積み重ねる。

異校種間、行政との交流推進

- ・教職員の意欲と能力を踏まえ、異校種間（小学校・中学校間、中学校・高等学校間、特別支援学校とそれ以外の校種）交流や、学校と行政との交流などを推進する。
- ・小・中学校間において、専科教員の活用等により小中連携を強化する人事異動を推進する。
- ・小中学校と県立学校間の養護教諭の人事異動を推進する。

指導部門と学校の人事交流の推進

- ・指導部門と学校との人事交流を積極的に推進し、教員の指導力の向上を図る。
〔管理主事、指導主事経験者の主幹教諭、指導教諭への任用等〕

大分大学教育学部附属学校園への人事異動

- ・大分大学教育学部附属学校園での勤務を通じて、資質能力の向上を図る。

教職員人事異動公募制度の推進（県立学校）

- ・新設校等の支援及び特色ある学校づくりを目指すため、教職員人事異動公募制度を推進する。

事務職員の育成と活用

- ・ 県立学校事務においては、事務職員として多様な経験を積めるよう、学校と県教育委員会・知事部局間の人事交流を一層促進する。
- ・ 小中学校事務においては、今後学校及び学校支援センターと県教育委員会・市町村教育委員会間の人事交流を促進することなどにより資質能力の向上を図る。
- ・ 人事交流促進の環境整備のため、採用試験の在り方について検討するとともに職制の整備や事務長や学校支援センター所長などの昇任・昇格試験の在り方を見直す。

(6) 教職員評価システムによる育成

教職員評価システムは学校の教育目標達成のために、教職員の能力、実績、姿勢・意欲を的確に把握し、一人一人の職責や役割に応じた人材育成や資質向上に役立てるシステムである。「芯の通った学校組織」の取組により構築された学校運営体制を活用し、組織的な人材育成を進めていく。

また、評価の客観性、信頼性を高めるために、評価者研修等を通じ、評価者の授業観察など職務遂行状況を的確に把握するための指導を行う。

【具体的な取組】

目標管理による育成

- ・ 校長等が目標管理の手法を通じて教職員に適切な指導・助言を行うことにより、教職員の資質能力の向上を図る。

能力評価の定着と活用

- ・ 相対評価の手法による能力評価の定着を図るとともに、評価結果を分析し、それぞれの教職員の伸ばすべき点や問題点等に対する指導・助言などに、その分析結果を活用するなど、計画 - 研修・評価 - 分析 - 次の研修への活用と適正な能力評価に向けての P D C A サイクルを確立する。

評価結果の蓄積とその活用

- ・ 評価結果の蓄積を行うとともに、蓄積された評価結果を人事や研修等に全面的に活用する。

給与上の処遇

- ・ 教職員の教育活動を活性化するには、教職員の職務と責任に応じて適切に給与が定められることが必要であることから、教職員の能力、実績等を的確に把握し、勤務成績を、昇給や勤勉手当等の給与上の処遇へ反映する。

(7) 勤務の状況に応じた指導と支援

知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質、能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当ではない教員、あるいは何らかの原因で職務の遂行に支障を来している教職員については、当該教職員の資質能力向上のための特別の支援が必要である。

支援が必要な教職員の状況を把握するため、市町村教育委員会と連携し、指導主事等や評価者である校長との情報交換を積極的に行うとともに、人事部門と指導部門との一層の連携を図り、教職員が抱える問題を根本から探り、その解決と資質能力向上に向けた研修などの具体的な措置を講ずる等きめ細やかな支援を実施する。

【具体的な取組】

指導が不適切な教員支援システムの活用

- ・指導が不適切な教員の認定については、これまでの「指導が不適切な教員の支援システム」における認定手続きとともに、能力評価による認定という新たな手続を活用し、当該教員を積極的に支援する。
- ・その際には、児童生徒のために適切な評価が行われるよう校長と連携を図る。

特別支援プログラムの活用

- ・何らかの原因で職務の遂行に支障を来している教職員に対しては、能力評価結果を活用し、特別支援プログラム制度による支援を積極的に実施していく。

3 人材の登用・活用

人材の登用・活用にあたっては、教職員個々の能力、実績等を的確に把握することが重要である。このため管理職の採用資格保有者選考試験等においては、能力評価の結果等を積極的に活用するとともに、教育課題の解決に向けて各自の資質能力を十分に発揮できる適材適所の配置を一層推進する。

また、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭や主任制度の活用を図り、学校を取り巻く様々な課題に対して、学校が組織として対応できる体制を構築する。

(1) 職能に応じた適材の任用等

能力評価結果を教職員の人事異動や校内人事に積極的に活用することにより、それぞれの教育課題解決に向けた適材適所の人事配置をより一層推進し、日常の教育実践活動に対する能力評価結果を採用資格保有者選考試験に活用する。

学校の管理職には、教育に対する児童生徒や保護者のニーズを的確に把握するとともに、目標に向けて学校を適切にマネジメントする強いリーダーシップが求められている。管理職に適材を登用するため、現行の選考試験制度の更なる工夫・改善に努めるとともに、人材の計画的な育成を図っていく。

校長のリーダーシップの下で、組織的・機動的な学校運営が行われるように、主幹教諭、指導教諭、分掌主任等を活用する。

また、校長が、組織として様々な課題を解決するためのマネジメント力を発揮できるよう、能力評価を通してリーダーシップ、実践的指導力、コミュニケーション能力等に優れた教員を、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭に積極的に登用していく。

指導主事に求められる資質能力は、学習指導・生徒指導等に関する専門職として、極めて重要なものと考えられる。そのため、指導主事の専門性（力量）の形成を図るとともに、学校に対して効果的に指導できる体制を確立するなどその在り方を検討する必要がある。

【具体的な取組】

管理職の登用等

- ・ 試験の公正・公平及び透明性を引き続き確保しながら、改革意欲や実行力に富む管理職を選考するため、試験の実施方法について工夫・改善を進める。
- ・ 蓄積した能力評価結果を管理職採用資格保有者選考試験へ活用するとともに、評価結果の蓄積に伴う管理職選考試験の実施方法等についての見直しを進める。
- ・ 平成 26 年度から管理職選考試験を採用資格保有者選考試験としており、若手の登用を図る。
- ・ 女性活躍の観点から女性の管理職への登用を推進する。

副校長の活用

- ・ 学校運営におけるより機能的なマネジメント体制を確立するため、副校長制度

を活用する。

- ・小中学校への「副校長」の導入を検討する。

主幹教諭の活用

- ・「芯の通った学校組織」の取組の推進に向けて、学校運営を行う校長等と教諭等とのパイプ役を担うとともに、学校組織を円滑に機能させる要の職である主幹教諭を効果的に配置し、活用する。

指導教諭の活用

- ・子どもの思考力・判断力・表現力等の育成を目指し、主体的・協働的な学び（アクティブラーニング）を重視した授業の推進に向けて、持続的・発展的な授業改善を組織的に実践する要の職である指導教諭を効果的に配置し、活用する。

分掌主任の活用等

- ・校長のリーダーシップの下、能力、経験等に応じ各種主任を分掌させることにより、学校で指導的役割を果たすミドルリーダーの育成を図る。
- ・学校の組織的な対応力を強化し、児童生徒のいじめ、不登校などの山積する課題に迅速・的確に対応するため主要主任の承認に当たっては、県及び全ての市町村教育委員会で設定した「主要主任の承認要件」によるものとする。
- ・女性活躍の観点から女性の分掌主任・班総括等への任用を推進する。
- ・学校管理の在り方、特に施設管理の在り方など、教頭の日常の業務実態について、市町村教育委員会と協議しながら、教頭が校長のリーダーシップの下での学校マネジメント全般にわたって補佐することに重点が置けるよう、また、女性活躍の観点から教頭業務の在り方について見直しを進める。
- ・特別支援学校においては学部主事の位置づけを明確にするとともに活用し、個別の指導計画や授業実践に関する指導・助言を行うとともに学部間の情報共有や各分掌主任との連携により、一貫性のある特別支援教育を行う。

指導主事の登用等

- ・指導体制の再構築や専門性（力量）の発揮などのため、指導主事業務の在り方や配置方法について検討を行う。

管理主事の活用

- ・学校の組織運営に対し指導助言を行う管理主事を配置し、学校が抱えている教育課題の解決を図るための体制を整備する。

事務職員の管理職への登用

- ・事務職員の専門性、能力を学校運営に活用するため、事務職員の校長、副校長への登用を進める。

4 人材育成のための支援

教職員が資質能力を向上させ、その能力を十分に発揮するには、働きやすい職場環境の整備、心身ともに健康であることなどが必要であることから、教職員が教育活動に専念できる環境の整備や健康管理等の必要な施策についても併せて講じていく必要がある。

(1) 教職員が教育活動に専念できるような環境の整備

教職員が子どもたちと向き合う時間を確保するとともに、その時間を効果的・効率的に活用できるよう、学校現場の負担軽減の取組や執務環境の整備など、必要な施策を講じる。

【具体的な取組】

子どもと向き合う時間の確保

- ・学校現場の負担軽減を図るため、県教育委員会内に設置している「学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」を活用して、継続的な業務の見直しを実施する。
- ・調査・照会文書の精選や各種研修・会議の精選・縮減等について市町村教育委員会や各種教員関係組織とも連携を図りながら取り組む。
- ・業務の簡素化や効率化、外部人材などの活用や学校の校務運営体制の改善例などを盛り込んだ「学校現場の負担軽減ハンドブック」を各学校で活用する。
- ・「大分県学校成績管理システム」や「大分県高等学校入学者選抜処理システム」を活用し、教職員の校務処理時間の短縮とデータ共有による指導の充実を図る。

学校問題解決支援チームの活用

- ・今日、学校に対する保護者及び地域住民等からの意見・要望は多様化しており、その対応に多くの時間が割かれ、教育活動の停滞を招くケースもある。また、これらの中には学校だけでは解決困難な事案もあるため、県教育委員会内に弁護士、医師、臨床心理士等で構成する「学校問題解決支援チーム」を設置し、学校や市町村教育委員会に対して、対応や解決策の専門的な指導、助言をしたり、場合によっては直接的な対応をしたりすることによって、学校の負担軽減に努める。

学校支援センターの機能強化

- ・学校支援センターが各学校の総務事務、財務事務等処理しながら、教育活動支援にもこれまで以上に取り組むことで、各学校において教職員が子どもと向き合う時間が確保できるように努める。

県立学校事務室の機能強化

- ・総務事務システム導入を契機に、県立学校事務の在り方を見直すことにより、教育活動支援にもこれまで以上に取り組むことで、各学校の教職員が子どもと向き合う時間が確保できるように努める。

(2) 健康管理

教職員が持てる資質能力を十分に発揮するには、教職員自身が心身ともに健康で充実した教育活動を行うことが必要であり、教職員の健康状態は、児童生徒の教育活動に直接携わる学校教育に及ぼす影響も大きい。

昨今の急激な社会経済情勢の変化に伴い、様々な教育課題が山積する学校現場において、職場環境の変化により教職員の心身の負担が増大している。

教職員健康支援センターを設置し、教職員の健康管理を総合的に推進するため取り組んでおり、精神疾患による休職者が減少傾向にあることから、継続してメンタルヘルス対策の一層の推進を図る。

【具体的な取組】

メンタルヘルス対策

- ・教職員の心の問題をワンストップで受け止め、効果的な対策へと繋ぐ「こころのコンシェルジュ」によるメンタルダウンの未然防止・早期発見・早期支援により、新規休職者数が減少傾向にあり、継続して対策に取り組む。
- ・県教育委員会の健康管理部門・人事部門・指導部門及び市町村教育委員会が連携し組織的に支援する「こころの機動班」により、現場負担の早期解消に取り組む。

定期健康診断による健康管理の充実

- ・教職員が健康状態を把握し、生活習慣病等の早期の発見・治療等が行なわれるように、県教育委員会、市町村教育委員会と校長が連携を強化し、定期健康診断及び同結果に基づく精密検査等の確実な受診が実施されるよう取組を進める。

ストレスチェック制度の活用

- ・教職員が自分のストレス度や身体症状に気づき、自らメンタルヘルス不調のリスクを軽減させる行動を起こすきっかけづくりとなるよう、ストレスチェック制度に基づくストレス診断システムの活用を促進する。

労働安全衛生に配慮した職場環境づくりの推進

- ・「県立学校総括安全衛生委員会」及び「市町村立学校職員安全衛生連絡協議会」等を活用して、教職員の健康の増進、安全・快適な職場環境の充実を図る。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

教職員一人一人が、仕事と家庭生活の適度なバランスを取り充実した教育活動を行うことができるよう、心身の疲労回復や子育て支援などのための各種休暇の取得促進等により、教職員の家庭生活の充実や地域活動への参加等を支援し、教職員のワーク・ライフ・バランスの確立に努めていく。

【具体的な取組】

年次有給休暇の取得促進（県立学校）

- ・「大分県特定事業主行動計画」に掲げた、教職員一人当たり年間 15 日の年次有給休暇取得（平成 31 年目標）の実現。

育児休業等の取得促進（県立学校）

- ・「大分県特定事業主行動計画」に掲げた、男性職員、女性職員とも育児休業等取得率 100%（平成 31 年度目標）の実現。

市町村立学校教職員についても、市町村教育委員会と連携して県立学校に準じた取組を推進する。

キャリア形成の支援

- ・育児休業等のブランクによる職場復帰時の不安軽減、モチベーションの向上のため、育児休業中でも研修を受講可能とする。

終わりに

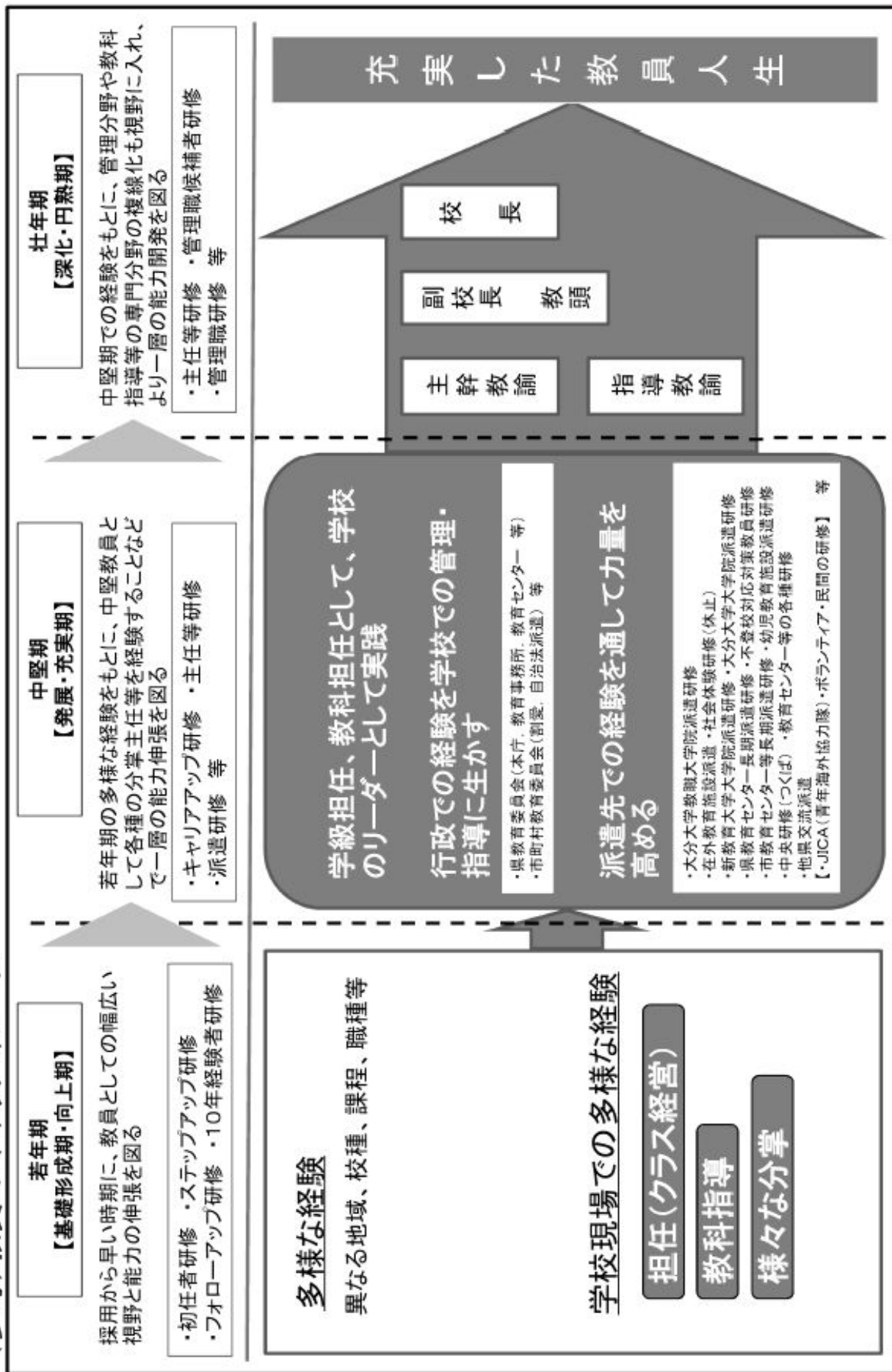
この「教職員の人材育成方針」は、現状の教育課題等を踏まえた上での必要な施策の方向性を示したものである。

国においては、「学び続ける教員像」を具現化していくための政策を進めていく必要があることから、中央教育審議会は平成 27 年 12 月に、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」を答申した。本答申においては、教員の養成・採用・研修を通じた一体的制度改革として、「教員養成協議会（仮称）」、教員養成指標、教員研修計画等といった連携・協働の基盤的整備により高度専門職業人として学び合い、高め合う教員を育成・支援するキャリアシステムの構築等について提言されている。

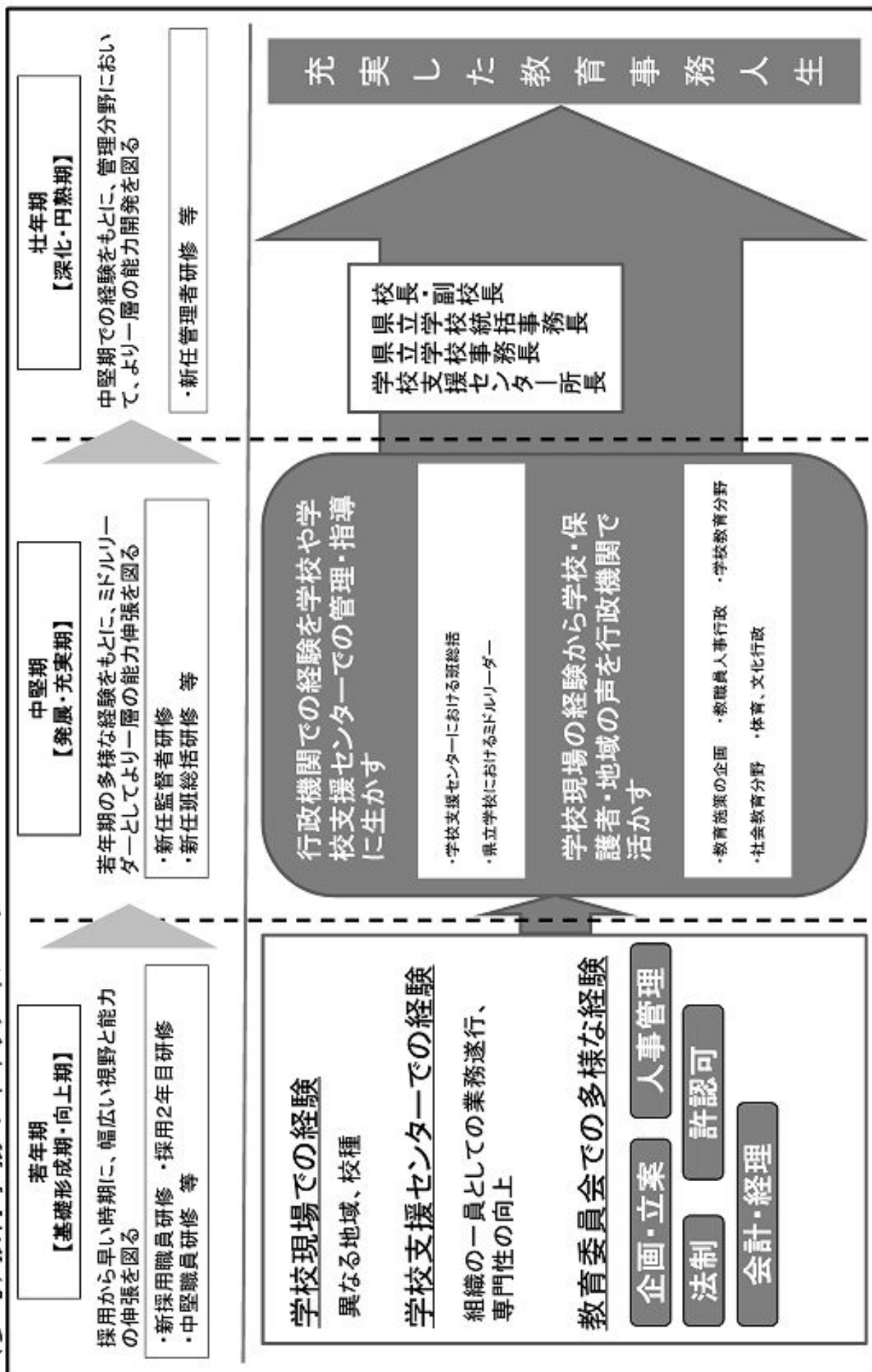
また、併せて「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」及び「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」も答申された。

文部科学省では、これらの答申を受けて「『次世代の学校・地域』創生プラン（馳プラン）」を示し、法令改正等を含め、今後 5 年にわたる計画的取組を進める方針である。こうした国の施策の動向を注視し、必要に応じ新たな対応や見直しを行うこととする。

(参考) 教員のキャリアイメージ



(参考)教育事務のキャリアイメージ



第四号議案

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部改正について

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十日提出

大分県教育委員会教育長 工藤 利 明

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状の更新等に関する規則（平成二十一年大分県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第一号様式、第六号様式及び第七号様式中

事 項	開 設 者	修了(履修) 年 月 日	対 象 免 許 種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	養・養・養・ 教・教・教・ 米・米・米・
教科指導、生徒指導その他教育の充実に 関する事項		年 月 日	養・養・養・ 教・教・教・ 米・米・米・

を

領 域	開 設 者	修了(履修) 年 月 日	対 象 免 許 種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日	養・養・養・ 教・教・教・ 米・米・米・

を

「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」を「選択領域」に

事 項
教科指導、生徒指導その他教育の充実に 関する事項
教科指導、生徒指導その他教育の充実に 関する事項
教科指導、生徒指導その他教育の充実に 関する事項

を

領 域
選択領域
選択領域
選択領域

に改める。

第十一号様式中「中学校」の次に「義務教育学校」を加える。

附 則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部改正により義務教育学校の制度が設けられ、及び免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）の一部改正により免許状更新講習における選択必修領域の導入が行われることに伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

教育職員免許状の更新等に関する規則（平成二十一年大分県教育委員会規則第五号）の新旧対照表（案）

新	旧
<p>第一条（略）</p> <p>（免許状更新講習を受講できる者）</p> <p>第二条 免許状更新講習規則（平成二十一年文部科学省令第十号。以下「更新講習規則」という。）第九条第一項第二号の免許管理者が定める者は、大分県内の公立学校（以下「県内公立学校」という。）の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、県教育委員会又は市町村教育委員会（以下「県教育委員会等」という。）の職員として在職している者であつて、次に掲げる職にあるものとする。</p> <p>一 学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導又は教育職員の人事管理若しくは研修の実施に関する事務を行う職</p> <p>二 前号に掲げる職のほか、同号に掲げる職に準ずる職として大分県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める職</p> <p>2 更新講習規則第九条第一項第三号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 県内公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、大分県において学校教育に係る専門的事項に関する事務に従事しているもの</p> <p>二 大分県内の学校法人（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。以下「県内学校法人」という。）の理事で、教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者</p> <p>三 大分県内の社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。以下「県内社会福祉法人」という。）の理事で、教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者</p> <p>四 前三号に掲げる者のほか、前三号に掲げる者に準ずる者として県教育長が別に定める者</p> <p>第三条（第十一条（略））</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（免許状更新講習を受講できる者）</p> <p>第二条 免許状更新講習規則（平成二十一年文部科学省令第十号。以下「更新講習規則」という。）第九条第一項第二号の免許管理者が定める者は、大分県内の公立学校（以下「県内公立学校」という。）の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、県教育委員会又は市町村教育委員会（以下「県教育委員会等」という。）の職員として在職している者であつて、次に掲げる職にあるものとする。</p> <p>一 学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導又は教育職員の人事管理若しくは研修の実施に関する事務を行う職</p> <p>二 前号に掲げる職のほか、同号に掲げる職に準ずる職として大分県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める職</p> <p>2 更新講習規則第九条第一項第三号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 県内公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、大分県において学校教育に係る専門的事項に関する事務に従事しているもの</p> <p>二 大分県内の学校法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。以下「県内学校法人」という。）の理事で、教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者</p> <p>三 大分県内の社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。以下「県内社会福祉法人」という。）の理事で、教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者</p> <p>四 前三号に掲げる者のほか、前三号に掲げる者に準ずる者として県教育長が別に定める者</p> <p>第三条（第十一条（略））</p>

(旧)

第1号様式(第5条関係)

免許状有効期間更新申請書(免許状更新講習の修了によるもの)

大分県収入 証紙貼付 (副印はしないこと)	
-----------------------------	--

受付

大分県教育委員会 殿 年 月 日

(フリガナ))))))
氏名	印	生年月日	年	月	日
勤務(予定)校・機関			職名		
現住所			電話		

勤務(予定)校・機関及び職名は、記載できない場合は不要氏名を記載し、押印することに代えて、自署することができます。

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、有効期間の更新を申請します。

【有する免許状】

種類・教科等	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
			教育委員会		
			教育委員会		
			教育委員会		

【注意事項】

- ・有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入すること。
- ・記載内容に誤りがあった場合、更新されないことがある。

【修了又は履修した免許状更新講習】

事項	開 設 者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	/
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日	
		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

【注意事項】

- ・「対象免許種」には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に 印を記入(複数に 印を記入することも可能)すること。
- ・「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について記入欄が不足する場合は、同じ様式で裏面に記入すること。

(新)

第1号様式(第5条関係)

免許状有効期間更新申請書(免許状更新講習の修了によるもの)

大分県収入 証紙貼付 (副印はしないこと)	
-----------------------------	--

受付

大分県教育委員会 殿 年 月 日

(フリガナ))))))
氏名	印	生年月日	年	月	日
勤務(予定)校・機関			職名		
現住所			電話		

勤務(予定)校・機関及び職名は、記載できない場合は不要氏名を記載し、押印することに代えて、自署することができます。

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、有効期間の更新を申請します。

【有する免許状】

種類・教科等	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地
			教育委員会		
			教育委員会		
			教育委員会		

【注意事項】

- ・有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入すること。
- ・記載内容に誤りがあった場合、更新されないことがある。

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開 設 者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	/
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

【注意事項】

- ・「対象免許種」には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭)免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に 印を記入(複数に 印を記入することも可能)すること。
- ・「選択領域」について記入欄が不足する場合は、同じ様式で裏面に記入すること。

「教育職員免許状の更新等に関する規則」の一部改正の概要

1 「教育職員免許状の更新等に関する規則」の概要

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）、教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）、免許状更新講習規則（平成 20 年文部科学省令第 10 号）等の法令の規定に基づき、免許管理者である大分県教育委員会が免許状の更新手続について定める必要のある事項について規定したもの

2 「教育職員免許状の更新等に関する規則」の改正理由及び内容

（1）義務教育学校の創設による「義務教育学校」の追加

平成 27 年 7 月 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の一部改正

- ・小中一貫教育を行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の制度創設
- ・設置は国公私いずれでも可能

平成 28 年 4 月 義務教育学校設置が可能となる。

これにより、義務教育学校に勤務する教員の免許更新に関して教育委員会規則の整備が必要となるもの

- ・第 2 条第 2 項第 2 号（免許状更新講習を受講できる者の定義）中に「義務教育学校」を追加
- ・免許更新の免除申請様式（第 11 号様式）中に「義務教育学校」を追加

（2）免許更新講習における「選択必修領域」の導入に伴う関係様式の改正

平成 26 年 9 月 免許状更新講習規則の改正

- ・免許更新講習においてこれまでの「必修領域」の内容及び時間数の見直し（12 時間 → 6 時間）並びに学校種・免許種等に応じた「選択必修領域」の導入（6 時間）の改正がされたもの

平成 28 年 4 月 以後の免許更新講習受講者は選択必修領域の受講が必要

これにより、免許更新講習受講者の講習修了による確認申請書の変更が必要となるもの

- ・第 1 号、第 6 号、第 7 号の各申請書様式に「選択必修領域」の記述欄を追加
- ・各様式の表記を「必修領域」「選択領域」に変更

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日

選択必修領域の導入について

～平成28年4月から免許状更新講習の内容が変わります～

【目的】

受講者の希望やニーズに基づき、これまでの「必修領域」の内容を精選し、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じて、適時に現代的な教育課題を学べるようにする。

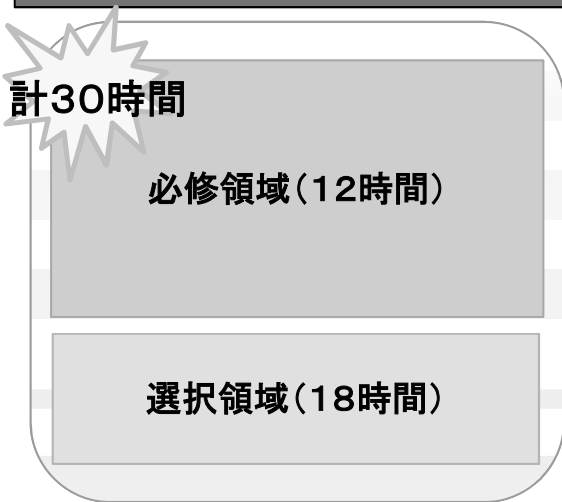
【内容】

- これまでの「必修領域」の内容及び時間数の見直し(12時間→6時間)
- 学校種・免許種等に応じた「選択必修領域」の導入(6時間)

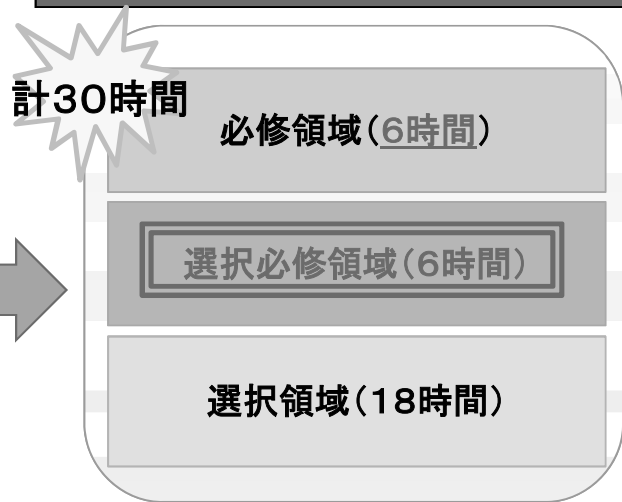
【施行日】

平成28年4月1日 ※経過措置あり

今までの免許状更新講習の内容



これからの免許状更新講習の内容



【必修領域】

- ① 学校を巡る近年の状況の変化
- ② 教員としての子ども観、教育観等についての省察
- ③ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。)
- ④ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
- ⑤ 学習指導要領の改訂の動向等
- ⑥ 法令改正及び国の審議会の状況等
- ⑦ 様々な問題に対する組織的対応の必要性
- ⑧ 学校における危機管理上の課題

【選択領域】

- 幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

【必修領域】

- ☆ 国の教育政策や世界の教育の動向
- ②～④は、これまで同様、必修領域に位置付け

【選択必修領域】

- ①及び⑤～⑧は、選択必修領域に位置付け
- ☆ 教育相談(いじめ及び不登校への対応を含む。)
- ☆ 進路指導及びキャリア教育
- ☆ 学校、家庭並びに地域の連携及び協働
- ☆ 道徳教育
- ☆ 英語教育
- ☆ 国際理解及び異文化理解教育
- ☆ 教育の情報化(情報通信技術を利用した指導及び情報教育(情報モラルを含む。))等

※この中から、学校種・免許種等に応じて選択(6時間)

【選択領域】

- 幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題

経過措置について

施行日(平成28年4月1日)より前に、改正前の必修領域(12時間)を履修し、その認定を受けた場合、新たに選択必修領域を履修する必要はありません。(改正後の必修領域及び選択必修領域について、履修認定を受けたとみなします) また、改正前の選択領域を履修し、その認定を受けた場合、改正後の選択領域について同時間の履修認定を受けたとみなします。

第五号議案

大分県立高等学校学則の一部改正について

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月十日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則

大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「別に定めるもの」を「福岡県又は熊本県の区域（別に定める区域に限る。）内に住所を有するもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日（平成二十八年三月二十二日）から施行する。

提案理由

本県に隣接する熊本県の一部の地域が通信教育を行う区域として新たに加わったことに伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号） 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第一条～第十条（略）</p> <p>（通信教育を行う区域）</p> <p>第十一条 通信制で行う課程の教育（以下「通信教育」という。）は、大分県の区域内に住所を有する者に対して行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、通信教育を受けることが適当である者として福岡県又は熊本県の区域（別に定める区域に限る。）内に住所を有するものに対して、これを行うことができる。</p> <p>第十一条の二～第三十三条（略）</p>	<p>第一条～第十条（略）</p> <p>（通信教育を行う区域）</p> <p>第十一条 通信制で行う課程の教育（以下「通信教育」という。）は、大分県の区域内に住所を有する者に対して行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、通信教育を受けることが適当である者として別に定めるものに対して、これを行うことができる。</p> <p>第十一条の二～第三十三条（略）</p>

大分県立高等学校学則の一部改正について

高校教育課

1. 概 要

爽風館高等学校（通信制課程）において、熊本県阿蘇地域を県外隣接地域として新たに加わえたことに伴い、通信教育を行う区域が大分県のほかに福岡県と熊本県の 2 県となり、「広域通信制課程」に該当するため、学則の規定を整備する必要がある。

2. 改正内容

学則第 11 条（通信教育を行う区域）に「福岡県」と「熊本県」を明記

【参考】

学校教育法施行令第 24 条（広域通信制課程）

当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、他の 2 以上の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするもの

学校教育法施行規則第 4 条（学則の記載事項）

学則に通信教育を行う区域を明記すること

教職員の非違行為について

(酒気帯び運転)

1 当該職員

宇佐市 公立中学校 校長 (55歳 男性)

2 経緯

3月4日(金)

- ・宇佐市内にて卒業式慰労会(23時過ぎまで)
- ・宇佐市内のホテルに宿泊

3月5日(土)

- ・自家用車で学校に向けホテルを出発(9時40分頃)
- ・9時45分頃、宇佐市大字城井の路上で宇佐警察署員に停止を求められる。
飲酒検査 アルコール濃度0.19(基準値0.15)
- ・宇佐市教育委員会が記者会見(20時)

3月6日(日)

- ・宇佐市教育委員会が緊急校長・所長会議を開催

3 今後の対応等

宇佐市教育委員会と連携し、事実関係が確定次第、厳正に対処する。

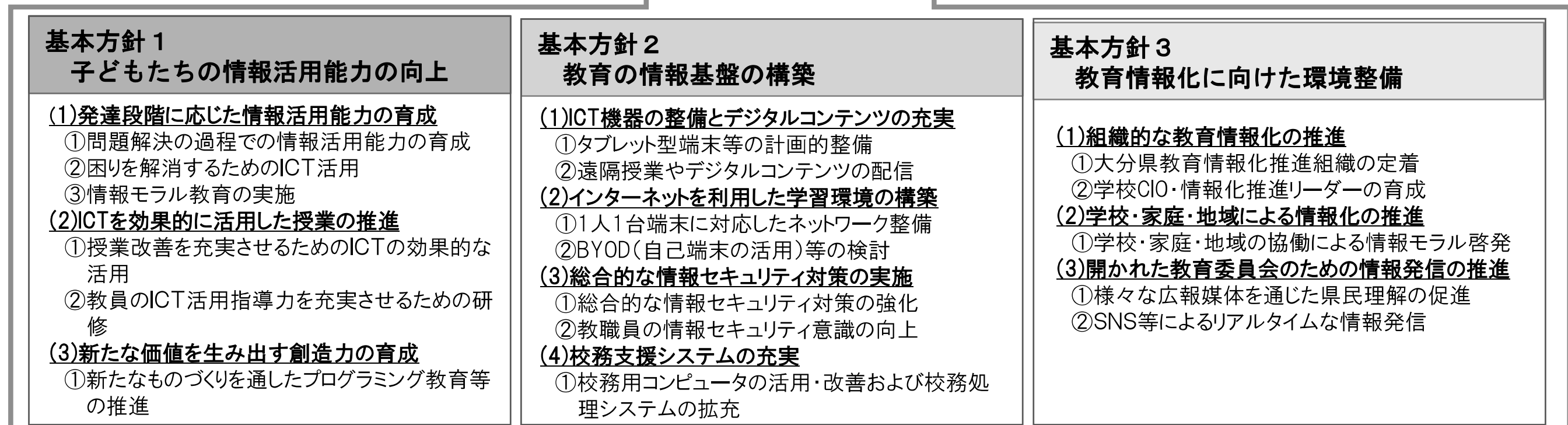
- ・服務規律厳守通知の発出(3月7日付)
- ・各教育事務所ごとに市町村教育委員会課長会議を開き、綱紀粛正・服務規律の厳守を徹底。

大分県教育情報化推進プラン2016の概要

大分県教育情報化推進プラン2016（平成28年度～平成31年度）

目的：情報社会を主体的に生き、未来の大分を創造する子どもたちの育成

1. 学習活動の中に、ICTを効果的に活用する場面を取り入れ、子どもたちの情報活用能力の向上を図ります。各教科の目標を達成するために、指導のねらいに応じてICTを効果的に活用し、授業改善を図ります。
2. ICTを活用した教育が推進できるよう、効果的なICT環境を整備します。
3. 各県立学校や各市町村教育委員会の連携を強化し、一丸となって教育の情報化を進めます。



目標値

- ◆児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合 H26年度(67.3%)→H31年度(95.0%)
- ◆教員がICTを活用して授業ができる割合 H26年度(73.5%)→H31年度(95.0%)
- ◆情報モラルを指導できる教員の割合 H26年度(81.5%)→H31年度(100%)

目標値

- ◆タブレット端末など教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数 H26年度(5.1人)→H31年度(3.8人)
- ◆電子黒板のある学校の割合 H26年度(70.0%)→H31年度(80.0%)
- ◆普通教室の校内LANの整備率 H26年度(92.3%)→H31年度(98.8%)

目標値

- ◆ICT研修の受講状況 H26年度(65.0%)→H31年度(100%)
- ◆SNSでの情報発信回数(本/月) H26年度(-)→H31年度(20本)

■推進プラン策定の効果

- ・ICTを活用した授業改善等に各課・室が連携し、具体的に取り組める。
- ・授業で効果的に活用するために必要な機器整備を行いやすくなる。
- ・Web公開することで各学校での推進計画策定の指針となる。
- ・中期的な大分県の教育情報化推進の方向性を示すことができる。
- ・県立学校、市町村教育委員会が連携し、大分県の教育情報化を進めることができる。

大分県教育情報化推進プラン2016

大分県教育委員会

平成28年3月

策定にあたって

第1章 現状と課題

- 1 策定の背景
 - (1) 国の動向
 - (2) 教育情報化の動向
- 2 本県の現状と課題
 - (1) これまでの本県の取組
 - (2) 大分県教育情報化推進戦略の成果と課題

第2章 基本方針と施策

- 1 基本方針
- 2 施策
 - 基本方針1 子どもたちの情報活用能力の向上
 - (1) 発達段階に応じた情報活用能力の育成
 - (2) ICTを効果的に活用した授業の推進
 - (3) 新たな価値を生み出す創造力の育成
 - 基本方針2 教育の情報基盤の構築
 - (1) ICT機器の整備とデジタルコンテンツの充実
 - (2) インターネットを利用した学習環境の構築
 - (3) 総合的な情報セキュリティ対策の実施
 - (4) 校務支援システムの充実
 - 基本方針3 教育情報化に向けた環境整備
 - (1) 組織的な教育情報化の推進
 - (2) 学校・家庭・地域による情報化の推進
 - (3) 開かれた教育委員会のための情報発信の推進

策定にあたって

(1) 策定の趣旨

県教育委員会は、平成 25 年度から平成 27 年度の 3 年にわたり、「教育情報化の推進による大分の将来を担う子どもたちの育成」を目的に、年度毎に「大分県教育情報化推進戦略」を策定し、本県の教育情報化を推進してきました。

今後、子どもたちが、更に大きな変化が予測される情報社会・グローバル社会を生き抜く上で、情報活用能力の育成¹がますます重要になってきます。

この度、今後 10 年を見据えた本県教育振興の羅針盤となる「大分県長期教育計画（『教育県大分』創造プラン 2016）」が策定されました。

そこで、これまでの教育情報化の取組を検証するとともに、「大分県長期教育計画（『教育県大分』創造プラン 2016）」の教育情報化に関わる部分を具体的に推進していくため、その中間年である平成 31 年度までの進行管理を行うアクションプランとして「大分県教育情報化推進プラン 2016」（以下「推進プラン」という。）を策定し、市町村教育委員会及び関係機関との連携の下、総合的かつ計画的に取り組む方向性を示します。

(2) 計画の期間

推進プランの期間は、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間とします。

(3) 計画の構成

推進プランは、2 章構成とし、第 1 章では、教育情報化に係る国の動向を含め、本県におけるこれまでの取組、成果と課題をまとめています。

第 2 章では、3 つの基本方針とそれらに沿った 10 の施策を体系的に示した上で、施策ごとに「取組の方向性」と「具体的な取組」を掲げています。併せて、施策の進捗状況を客観的に把握するための「目標指標」を基本方針ごとに設定しています。

(4) 計画の進行管理

推進プランの実行にあたっては、具体的な取組の進捗状況や目標指標の達成状況について、教育庁各課・室で構成する「教育情報化推進委員会」で定期的に点検・評価を行い、進行管理に努めます。

近年の情報通信技術（以下「ICT²」という。）の分野は、技術革新の大きな変動の時期にあるため、教育情報化を推進する上では、取組の内容が時代の趨勢に合致したより効果的・効率的なものとなるよう常に意識しておく必要があります。このため、推進プランについては、国の動向や社会の変化を見据えながら適宜見直しを行うこととします。

¹ 情報教育の目標の 3 観点（情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度）をバランスよく育成すること。

² Information and Communication Technology の略で「情報通信技術」や「情報コミュニケーション技術」と訳される。

第1章

現状と課題

1 策定の背景

(1) 国の動向

インターネットの普及に加え、スマートフォン等の情報端末利用やSNS³などのサービスの拡大等により、ICTに触れる機会が急激に増大しています。また、近年の技術革新により、パソコンやデジタル機器だけではなく、自動車、医療機器、工場機器など日常的に使用する様々なモノがインターネットに接続される「IoT (Internet of Things)」時代が到来し、生活の中の様々なデータを活用した新たなビジネスの可能性が拡がりつつあります。

こうした時代の流れに沿って、国が平成25年(2013年)に閣議決定した「世界最先端IT国家創造宣言」には、『2010年代中に、全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で一人一台の情報端末を普及するとともに、学校と家庭がシームレスでつながる教育・学習環境の構築、家庭での事前学習と連携した指導方法の充実、また、新しいモノづくりであるデジタル・ファブリケーション⁴やロボティクス⁵、プログラミング等、学生等が将来を展望した技術を習得できる環境整備を進める』ことが示されています。

(2) 教育情報化の動向

文部科学省は、平成23年4月に、今後の教育情報化の推進にあたっての基本方針として「教育の情報化ビジョン」を策定し、「学びのイノベーション(文部科学省)」や「フューチャースクール推進事業(総務省)」等の事業を通して、教育現場における情報化を推進することで、教育の質の向上を目指すことを明らかにしました。

平成27年1月に示された「高大接続改革実行プラン」では、義務教育段階の取組の成果を発展させ、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜を通じて、知識・技能の習得のみならず、知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探求し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力や、主体性をもって多様な人々と協働する態度などの「真の学力」の育成・評価に取り組むとともに、大学入学者選抜の改革にあたっては、大学入試センター試験の改革と併せて、各大学が個別に行う入学者選抜の改革を推進することとしています。

高大接続改革と並行して検討が進む学習指導要領の見直しにおいても、アクティブ・ラーニング⁶等を取り入れた学習の充実と指導方法の確立の必要性やICT教育及びその活用、教育方法の転換による教育の質の向上といった方向性が示されています。また、これからの時代に求められる資質・能力について、科学技術・学術研究の先進国として、子どもたちが、卓越した研究や技術革新、技術経営などを担うキャリアに関心を持つことができるよう、理数科目等に関する学習への関心を高め、裾野を広げていくことや、ICTの急速な進展などにより、高度な技術がますます身近となる社会の中で、そうした技術を使いこなす科学的素養を全ての子どもたちに育てていくことが重要としています。

³ ソーシャル・ネットワーキング・サービス(英語: Social Networking Service)のこと。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築するサービスのことである。

⁴ 3Dプリンタやレーザーカッターなどを用い、デジタル工作機械によって、アクリルなどの様々な素材から切り出しや成形する技術。

⁵ ロボットの設計・製作および運転に関する研究。ロボット工学のこと。

⁶ 「思考を活性化する」学習形態を指す。いろいろな活動を介してより深くわかるようになることや、よりうまくできるようになることを目指す学習。

2 本県の現状と課題

(1) これまでの本県の取組

県教育委員会では、「新大分県総合教育計画（平成 24 年 3 月改訂版）」を踏まえ、平成 25 年 2 月に「大分県教育情報化推進戦略 2013」を策定し、以来、毎年度「推進戦略」を策定しながら、3 年間取り組んできました。推進戦略では、「教育情報化の推進による大分の将来を担う子どもたちの育成」を目的に「①教育情報化推進体制の確立」「②子どもたちの情報活用能力の育成」「③学校教育の情報化」を取組の柱とし、3 年目の平成 27 年度は、子どもたちの「思考力・判断力・表現力」の基盤となる情報活用能力の育成に重点を置き取り組んできました。

(2) 大分県教育情報化推進戦略の成果と課題

文部科学省が実施する「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」結果によれば、本県の ICT 環境の整備状況は、表 1 のように、①教育用コンピュータの整備率、②校務用コンピュータの整備率、③校内 LAN の整備率や④超高速インターネット接続率は、いずれも全国的に見て比較的上位に位置しています。また、⑥校務支援システムについては、平成 15 年に整備した豊の国ハイパーネットワーク⁷を活用することで、全県的なネットワークを形成し、教職員の市町村を越えたつながりが構築されています。

しかし、⑤電子黒板がある学校の割合は 70.0%（全国 39 位）、⑦デジタル教科書の整備率は 23.7%（全国 42 位）にとどまっており、県立高校ではほとんど整備されていない状況です。

表 1 学校における ICT 環境の整備状況

調査項目	H24 年度	H25 年度	H26 年度
	大分県平均 (全国平均) 全国順位	大分県平均 (全国平均) 全国順位	大分県平均 (全国平均) 全国順位
①教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数	5.2 人 (6.5 人) 7 位	5.0 人 (6.5 人) 8 位	5.1 人 (6.4 人) 9 位
②教員の校務用コンピュータの整備率	119.1% (108.1%) 14 位	123.3% (111.1%) 10 位	122.9% (113.8%) 13 位
③普通教室の校内 LAN 整備率	87.4% (84.4%) 18 位	91.6% (85.6%) 14 位	92.3% (88.4%) 15 位
④超高速インターネット接続率	73.1% (75.4%) 24 位	74.4% (79.0%) 30 位	89.9% (81.6%) 11 位
⑤電子黒板のある学校の割合	70.6% (74.7%) 33 位	70.9% (76.4%) 35 位	70% (77.9%) 39 位
⑥校務支援システムの整備状況	100% (76.0%) 1 位	100% (80.3%) 1 位	100% (82.0%) 1 位
⑦デジタル教科書の整備状況	20.2% (32.5%) 39 位	23.5% (37.3%) 42 位	23.7% (39.3%) 42 位

平成 26 年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」より

また、表 2 のように、教員の②授業中に ICT を活用して指導する能力や③児童生徒

⁷ 「大分県」と「市町村」を高速・大容量の光ファイバ網で結ぶ情報通信ネットワークで、その幹線として機能する基幹ネットワーク部分を「豊の国ハイパーネットワーク」と呼ぶ。

のICT活用を指導する能力は、「できる」「ややできる」と回答した割合が、平成25年度は、それぞれ64.0%（全国40位）、59.8%（全国39位）と全国的に見て下位に位置していましたが、学校CIO、情報化推進リーダーの設置や校内推進体制の確立、情報化に係る各種研修の充実により、平成26年度には、73.5%（全国17位）、67.3%（全国20位）へと上昇しています。

表2 教員のICT活用指導力の状況

調査項目	H24年度	H25年度	H26年度
	大分県平均 (全国平均) 全国順位	大分県平均 (全国平均) 全国順位	大分県平均 (全国平均) 全国順位
①教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力	82.8% (79.7%) 13位	82.2% (80.9%) 20位	86.7% (82.2%) 12位
②授業中にICTを活用して指導する能力	64.8% (67.5%) 31位	64.0% (69.4%) 40位	73.5% (71.4%) 17位
③児童生徒のICT活用を指導する能力	62.2% (63.7%) 29位	59.8% (64.5%) 39位	67.3% (65.2%) 20位
④情報モラルなどを指導する能力	77.6% (74.8%) 13位	77.0% (76.1%) 19位	81.5% (77.7%) 11位
⑤校務にICTを活用する能力	73.9% (75.5%) 31位	74.4% (77.0%) 33位	80.7% (78.2%) 17位
⑥学校CIOの設置状況	17.0% (31.4%) 41位	30.8% (35.1%) 25位	100% (39.4%) 1位
⑦研修の受講状況	50.2% (28.2%) 3位	49.5% (31.0%) 3位	65.0% (34.7%) 2位

平成26年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」より

以下に、推進戦略の3つの柱に沿ってこれまでの取組と課題を示します。

①教育情報化推進体制の確立

県教育委員会では、市町村教育委員会と連携して本県の教育情報化を推進するため、平成25年度に設置した「大分県教育情報化推進本部」の下に「教育情報化推進委員会」と「学校情報セキュリティ委員会」を置き、県教育長を「教育CIO⁸(Chief Information Officer)」として組織的に各種の施策を実施してきました。

また、各学校においても「学校情報化推進委員会」を設置し、学校長を「学校CIO」、教頭等を「情報化推進リーダー」と位置づけ、学校の教育情報化推進に向けた校内研修の企画や実施など組織的な運営の定着を進めてきました。今後は、校内研修等を通じて、教員の意識・スキルの一層の向上を図る必要があります。

また、組織的な情報セキュリティ対策のため、「学校情報セキュリティポリシー」に基づき学校情報セキュリティの確保に取り組んでいます。多様なデジタルデバイスやSNS等を校務や授業で利用することが増加しており、教職員の情報セキュリティ意識の一層の向上が求められます。

⁸ 教育委員会や学校における教育情報化を推進するための体制や教員のサポート体制を整備する最高情報統括責任者。ICT活用の推進及び情報教育の充実、ICT環境整備の計画策定と実施、情報セキュリティの確保、教職員に対する研修などの実施等の事項を統括する。



図 1 大分県の教育情報化を推進する組織図

②子どもたちの情報活用能力の育成

子どもたちの主体的な情報活用による思考力・判断力・表現力の育成のため、タブレット端末等を利用した授業モデル構築に向けたモデル校での取組、小・中学校理科学力向上支援教員によるタブレット端末を活用した授業実践、特別支援教育における産学官連携によるタブレット端末の活用など、県教育委員会と市町村教育委員会が連携を取りながら研究を推進してきました。今後は、ICTを活用した子どもたちの主体的・協働的な学びを進めるための授業づくりや子どもの困りを解決するための活用方法の普及が必要です。

また、子どもたちのネットトラブルに対応するための情報モラル出前授業や情報モラル対応人材育成研修を実施し、啓発とともに情報活用能力の育成を図ってきました。今後は、子どもたちの情報モラルの育成やトラブル解決に向け、子どもや保護者への啓発・普及を更に進める必要があります。

③学校教育の情報化

ICTを効果的に活用した授業づくりの推進において、小・中学校では、学力向上支援教員や習熟度別指導推進教員が中心となり、ICTを効果的に活用した授業を公開し、普及に努めるとともに、高等学校では、授業改善の手立てとしてICTの効果的な活用の研究・実践を行いました。また、体育専科教員が体育の授業におけるタブレット端末の活用方策について研究しています。

教育情報基盤の整備に関しては、高速インターネット回線の調査・検討をはじめ、校務支援システムとして、県立高等学校での大分県学校総合成績管理システム（Arms）や県立高等学校入学者選抜処理システムの導入及びOENシステム⁹の充実を進めました。また、学校ホームページの更なる活性化のため、ホームページ作成研修も実施してきました。

今後は、アクティブ・ラーニングの推進やCBT方式の入試等の導入を含む高大接続改革に対応するために、タブレット端末の計画的な整備、校内無線LANの構築、動画配信やデジタルコンテンツの容量の増大、高速インターネット環境の整備等が必要です。

⁹ 大分教育ネットワーク（Oita Education Network の略）を使用して、大分県の全教職員のコミュニケーション系のツールである。GoogleApps forEducation を利用している。

第 2 章

基本方針と施策

1 基本方針

第1章の現状と課題を踏まえて教育情報化の更なる推進を図るため、推進プランの目的を「情報社会を主体的に生き、未来の大分を創造する子どもたちの育成」として次に掲げる3つの基本方針を設定し、これらの方針に沿った10の施策を計画的かつ総合的に推進します。

基本方針1 子どもたちの情報活用能力の向上

子どもたちの情報活用能力を育成する上で、①情報活用の実践力、②情報の科学的な理解、③情報社会に参画する態度、の3つの観点が重要であり、相互に関連付けてバランスよく育成することが求められます。また、「情報活用能力」とは、必要な情報を主体的に収集・判断・処理・編集・創造・表現し、発信・伝達できる能力等とされています。

これらを踏まえ、子どもたちが情報社会を主体的に生きる力を育むために、各教科等のねらいに応じて、学習活動の中にICTを効果的に活用する場面を取り入れ、子どもたちの情報活用能力の向上を図ります。そのため、ICTを効果的に活用した授業改善等を通じて、教員のICT活用指導力の向上を図ります。

また、ICTの利便性だけではなく、情報化がもたらす問題点等を十分に理解し、子どもたちがICTを活用するための適切な判断力を身に付けさせるため、各教科及び道徳の学習や外部講師等による出前授業を通して情報モラル意識の涵養を図ります。

基本方針2 教育の情報基盤の構築

基本方針1を踏まえ、子どもたちによる効果的な活用が期待されるタブレット端末や電子黒板を中心にICT環境の整備を進めていきます。

また、国の動向や他の自治体の先進事例等を情報提供することなどにより、市町村教育委員会によるICT環境の整備計画策定を促します。

さらに、情報セキュリティを強靱化した大分教育ネットワークの運用に努めます。

基本方針3 教育情報化に向けた環境整備

教育情報化を組織的に推進するため、「大分県教育情報化推進本部」を中心とした教育情報化推進組織の定着を図るとともに、全ての学校において、学校CIOや情報化推進リーダーによる教育情報化に係る進捗管理や計画的な研修が行われるよう徹底を図ります。

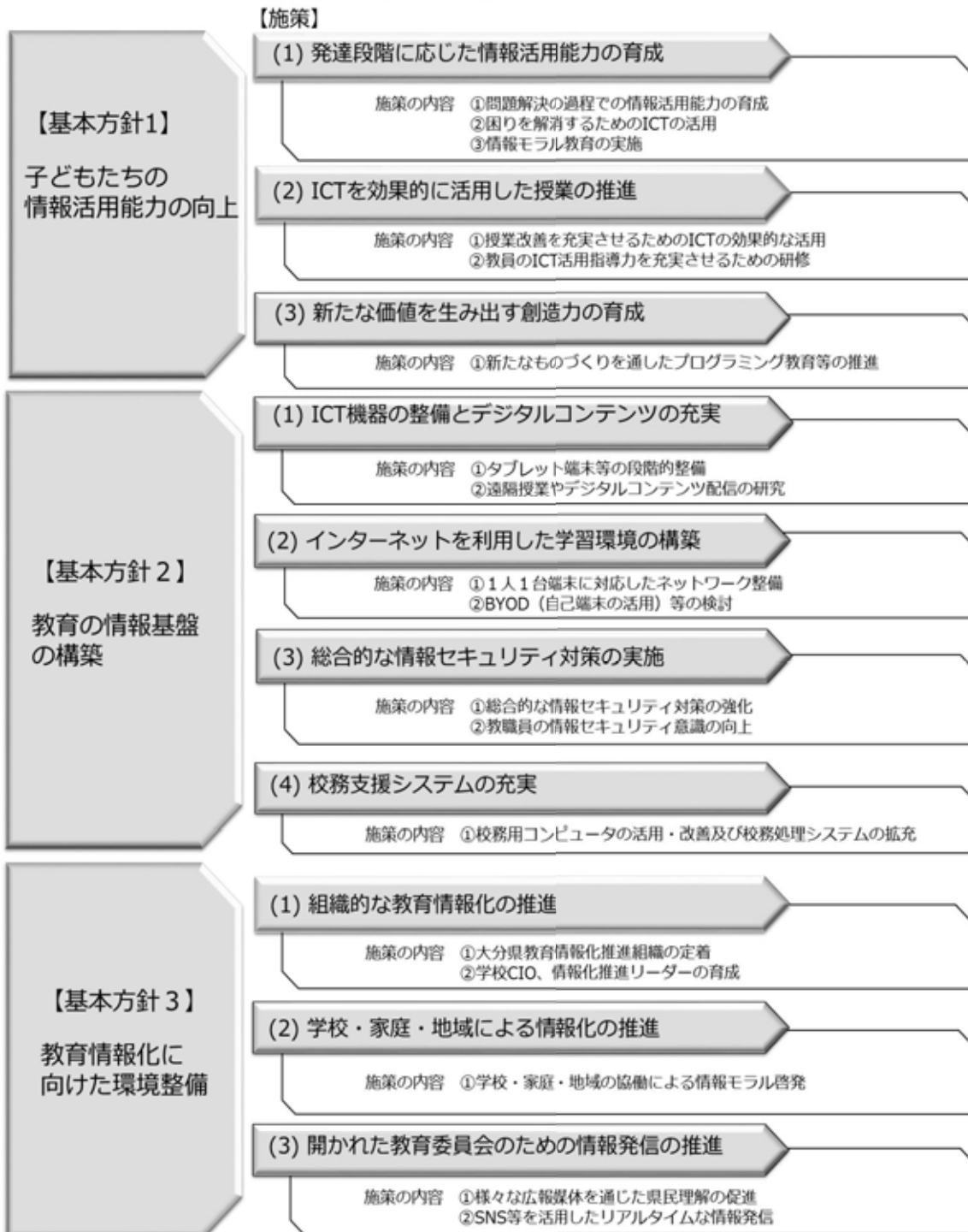
また、学校のみならず、家庭や地域との協働による情報モラル意識の涵養に向けた啓発に努めるとともに、更に開かれた教育委員会をめざしてSNS等を活用した積極的な情報発信に努めます。



体系図

大分県教育情報化推進プラン2016 体系図

目的：情報社会を主体的に生き、未来の大分を創造する子どもたちの育成



新たなものづくり:レーザーカッターや3Dプリンターとコンピュータを活用した加工技術やロボティクスなどを示す。
BYOD: (Bring Your Own Device) 自己端末の活用

2 各施策の取組

基本方針 1 子どもたちの情報活用能力の向上

(1) 発達段階に応じた情報活用能力の育成

〔取組の方向性〕

小・中学校では、言語活動の充実や視覚的な表現につながるICTの活用により、子どもたちの「学びに向かう力」の育成と思考力・判断力・表現力を育成する授業をめざします。

高等学校では共通教科「情報」において、課題や目的に応じて情報手段を活用し、情報を主体的に収集・処理・活用していく力の育成を図るとともに、情報モラルの必要性等について考え、情報社会に参画しようとする態度を育成します。また、各教科、科目等における探究的な学習等を通して、情報活用能力の向上を図ります。

特別支援学校では、障がいのある子どもたちの社会的自立に向け、子どもたち自身がICTを活用し、さらには保護者と学校が連携して、それぞれの子どもの困りを解消するための活用方法を見出し、その普及を図ります。

また、子どもたちがICTの特性を理解し、適切にICTを活用して主体的に学ぶ力を高めるとともに、情報技術の役割や影響を知り、情報モラルの必要性や情報の取扱いに対する責任について正しく理解し、情報社会に参画する態度を身に付けさせます。

情報活用能力の育成にあたっては、表3のように子どもたちの発達段階や各教科等の学習との関連性に留意しながら、系統的な指導ができるようにすることが重要です。

表3 発達段階に応じて身に付けさせたい情報活用能力の3観点

学校種	情報活用の実践力 主体的な情報収集・判断・表現・ 処理・創造・発信	情報の科学的理解 自らの情報活用を評価・改善 情報手段の特性の理解	情報社会に参画する態度 情報や情報技術の役割と影響の 理解・情報モラル
小学校	基本的な操作・情報手段の適切な活用・情報モラル 各教科・道徳・総合的な学習の時間など		
中学校	主体的・積極的な情報活用・情報モラル 技術・家庭「情報に関する技術」、各教科、総合的な学習の時間など		
高等学校	実践的・主体的な情報活用・情報モラル 共通教科「情報」、各教科、総合的な学習の時間など		
特別支援 学校	ICT活用による支援方策・情報モラル 各教科、自立活動など		

①問題解決の過程での情報活用能力の育成

〔具体的な取組〕

児童生徒の発達段階や各教科等の学習との関連性などを踏まえ、実態に即した具体的な指導により情報活用能力を育成することが必要です。

1) 小・中学校における取組

- ア. 児童生徒にタイピングや検索の方法など、ICTを活用するための基礎的スキルを身に付けさせるために、各教科等の学習の中で発達段階に応じ指導を行います。
- イ. 児童生徒が、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段に慣れ親しみ、インターネット等で情報を収集、整理、分析し、自分と他者の意見を比較できる力を身に付けさせるため、各教科等の学習の中で段階的に指導を行います。
- ウ. 「身に付けさせたい資質・能力」を踏まえ、発達段階に応じて情報活用能力を身に付けさせるための能力系統表を作成します。
- エ. タブレット端末や電子黒板等を活用した意見交換や発表などを通じて、児童生徒が互いを高め合う学びを推進するために、教員にタブレット端末等を貸与して主体的・協働的な学びを研究します。
- オ. 児童生徒が、コンピュータやインターネット等の情報手段の特性、基本的な情報処理の仕組み、情報通信ネットワークにおける基本的な情報利用の仕組みについて理解するために、教科学習等を通じて指導できるよう研修を実施します。

2) 高等学校における取組

- ア. 各教科等の特性を踏まえ、地域の課題等をテーマとして問題解決型の学習に取り組むために、共通教科「情報」、各教科、総合的な学習の時間などにおいて、生徒の情報活用能力の向上を図ります。
- イ. タブレット端末等を活用した意見交換や発表などを通じて、生徒が互いを高め合う学びを推進するために、教員にタブレット端末等を貸与してICTの効果的な活用方法を検討します。

〔児童生徒の活用例〕

- ・インターネット等で情報を収集・選択し目的に応じて活用する。
- ・文書作成ソフトや表計算ソフトを用いて、自分の考えを文章にまとめたりする。
- ・プレゼンテーションソフトや電子黒板等を利用し、伝えたい内容を分かりやすく示し、発表する。
- ・ネットワークを含めた情報システムの仕組みを理解し、適切な情報伝達の内容や発信方法など学習する。

②困りを解消するためのICTの活用

〔具体的な取組〕

児童生徒一人ひとりの障がいの状態等に応じた配慮や工夫を行うことが必要です。

1) 特別支援学校における取組

- ア. 児童生徒が、学校や地域生活等の様々な場面で、タブレット端末等を自身で活用することで、社会的自立と参加を果たす力を育むための実践を行います。個々の特性に応じたアプリの選択や、適した操作場面・操作方法を習得できるよう、研究機関や民間企業との連携による共同研究を実施します
- イ. 児童生徒の学習面や生活面での困難さを解消し、家庭や地域生活でのタブレット端末等の活用促進を図るため、保護者や福祉機関等を対象とした「タブレット端末活用セミナー」を開催します。

2) 小・中学校における取組

- ア. 特別支援学級や通級学級の児童生徒が、学習の補助や生活の支援にタブレット端末を有効に活用するため、市町村教育委員会と連携し、教員の指導力向上のための出前研修を行います。

〔児童生徒の活用例〕

- ・見えにくさを解消するためにタブレット端末を活用し、授業の板書やバスの時刻表を写し拡大する。
- ・活動に見通しを持ち不安を解消するために、タブレット端末を活用し、日課表や行事予定等の項目を確認する。
- ・記憶をサポートするために、タブレット端末で作業等の手順を撮影し、繰り返し見たり、振り返ったりする。

③情報モラル教育の実施

〔具体的な取組〕

児童生徒が、情報モラルを身に付けるために、道徳や各教科を通して自ら考える学習が必要です。

- ア. 児童生徒が、情報モラルの必要性等について考え、情報社会に参画する態度を身に付けるために、専門的な知識を持った講師による「ネットトラブル・情報モラル出前授業」を実施します。
- イ. 「考え、議論する」道徳科の授業の中で、対話的な学習過程を通してネット社会で求められる自他の権利を大切にすることを身に付けられるよう指導します。
- ウ. 共通教科「情報」の情報モラル学習を中心に、社会とのかかわりやルールを考えさせる指導により、情報社会に必要な倫理観を醸成します。

(2) ICTを効果的に活用した授業の推進

〔取組の方向性〕

小・中学校では、「新大分スタンダード」をより充実させるためにICTの活用を推進します。指導のねらいに応じてICTを効果的に活用するために、教員のICT活用指導力を高め、子どもたちの情報活用能力を向上させるための授業づくりを推進します。発達段階に応じた教育課程の編成や指導方法の具体化など、子どもたちの基礎的なスキルを向上させ、ICTを活用した問題解決的な展開の授業を通じて、主体的・協働的な学びを推進します。

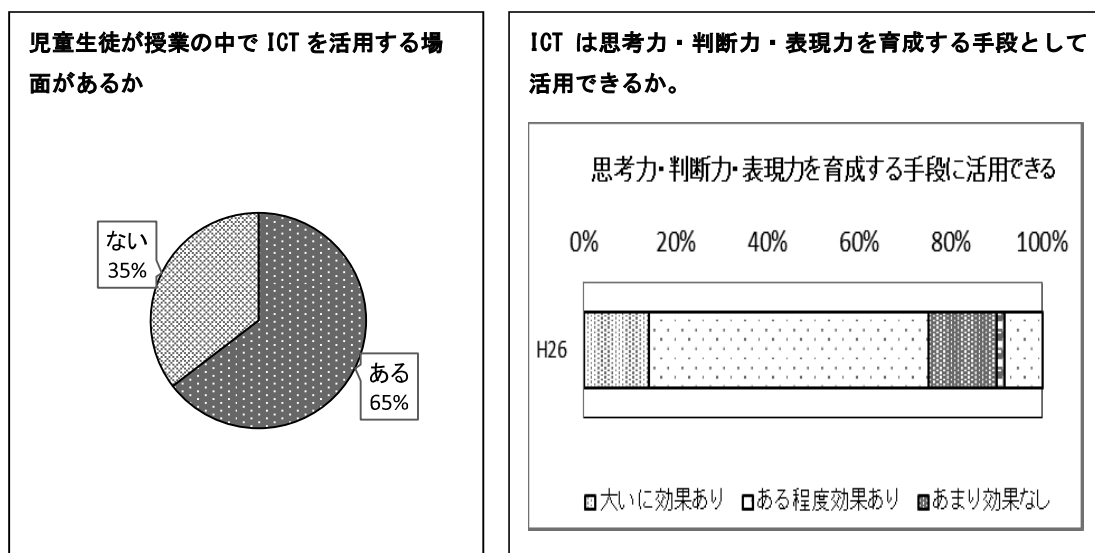
また、体育専科教員と体力向上推進教員によるICTを活用した授業実践をもとに、授業づくりに役立つ情報を収集し、情報共有サイトを通して好事例を広めます。

高等学校では、基礎的、基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等をバランスよく育成する授業において生徒の学習への興味・関心を喚起し、学習内容の一層の定着を図るためICTを効果的に活用するとともに、生徒の主体的・協働的な学びを重視した授業における効果的なICTの活用に関する研究、研修を通して、授業改善を推進します。

特別支援学校では、子どもが自ら困りを解消する力を育成するために、教員のICT活用に関する知識・技能の向上を図り、実践内容を高めます。

ICTを学習の効果を高めるためのツールとして、授業における一斉学習・協働学習・個別学習の各場面に取り入れ、目的に応じて適切に活用し、わかりやすく理解が深まる授業づくりを推進します。

〔参考資料〕 H26年度大分県公立学校教員独自アンケート結果（H27.3月実施）



① 授業改善を充実させるためのICTの効果的な活用

〔具体的な取組〕

主体的・協働的な学びを推進するため、ICTを効果的に活用します。

1) 小・中学校における取組

- ア. 「新大分スタンダード」に基づく授業改善を充実させるため、ICTを活用した問題解決的な展開の授業を実施し、主体的・協働的な学びを推進します。
- イ. ICTを活用して自己や他者の動きを視覚化することにより、課題の把握や解決への手がかりを得やすくし、運動に取り組みやすい環境をつくることで「わかる」授業を行います。
- ウ. スマートデザイナー育成事業¹⁰を通じて、地域のICT推進の中心となる人材を育成するため、研修や個別の実践、情報共有、公開授業等を実施します。
- エ. 学力向上支援教員等の公開授業で、目的に応じて効果的にICTを活用した授業を実施します。
- オ. ICTを活用した体育の授業づくりや取組の好事例を、県のホームページに開設した情報共有サイトに収集・掲載し、県内の全教職員に向け情報の発信を行います。
- カ. ICTを活用し、主体的・協働的な学習が展開される授業の好事例を「大分県教育庁チャンネル」等で紹介します。
- キ. 「ふるさと発見！」体験活動（音楽・美術）で、ICT機器を用いた子どもたちの芸術作品の発表・鑑賞機会の充実に努めます。

2) 高等学校における取組

- ア. 「県立高等学校授業改善実施要領」に基づき、「付けたい力を意識した密度の濃い授業」をめざし、主体的・協働的な学びを推進するためにICTを効果的に活用します。
- イ. 知識・技能を定着させる学習や、思考力・判断力・表現力を伸ばす活動を効率よく進めるためにICTを効果的に活用します。
- ウ. 未来を創る学び推進事業を通じて、生徒の学習への興味・関心を喚起し、学力の向上を図るためのICTの効果的な活用に関する検討会を実施します。
- エ. ICTを活用し、主体的・協働的な学習が展開される授業の好事例をホームページ等で紹介します。

3) 特別支援学校における取組

- ア. 子どもが自ら困りを解消する力を育成するために、教員のICT活用に関する知識・技能の向上を図り実践の質を高めます。
- イ. 年度毎に障がい種別のモデル校を3校指定し、研究代表教員による研究実践を行い、障がい種別の実践事例の蓄積を図ります。
- ウ. 情報端末活用推進委員を指定し、特別支援学校全体での報告会を通じて、実践内容の活用を促します。

¹⁰ ICTを活用した主体的・協働的な学びの実践を通じて、子どもたちの情報活用能力を育成するための授業デザインを研究する。

②教員のICT活用指導力を充実させるための研修

〔具体的な取組〕

教員のICT活用指導力向上のため、積極的にICTを活用した各種研修や、具体的な研修プログラム例を活かした校内研修等の充実を図ります。

- ア. ICT機器を効果的に活用し、子どもたちの情報活用能力の育成のための授業づくりについての研修を行います。
- イ. 指導主事が学校に出向き、当該校の教員のICT活用スキルの実態やICT環境に応じた内容で、ICT活用指導力向上を目的とした「出前研修」を実施します。
- ウ. 各学校の情報化推進リーダーは、集合研修等で実践事例の発表や研究協議を通して、ICT活用能力のスキルアップを図ることで、自校の校内研修を充実させます。
- エ. スマートデザイナー育成事業において、ICT活用の推進役を担う人材育成のため、研修や個別の授業実践、情報共有、公開授業等を実施します。

[教員によるICTの活用例]

○興味関心を高める活用

- ・ 学習内容に関わる具体的な画像や動画等を効果的な場面で見せることで、児童生徒の興味を引きつけ、明確に課題をつかませる。
- ・ 言葉で説明しにくい内容を書画カメラ等により画像や音声等で示すことで、視覚的・聴覚的に理解させる。

○思考や理解を深める活用

- ・ 画像を重ねたり並べたりすることで比較し、違いや共通点に気付かせる。
- ・ 様々な情報をもとに、気づいたことや考えたことをまとめ、効果的に伝えさせる。
- ・ 複数のタブレット端末等を活用し、電子黒板等に共有しながら、一斉、協働、個別などの学習形態をスムーズに切り替え、授業を展開する。
- ・ 発表・討議を中心とした学びの場で、教員は、授業や子どもたちの話の流れを整理し、視覚的に分かりやすい授業を組み立てる。

○知識の定着を図る活用

- ・ 保存しておいた教材や、授業の記録等を利用して、学習内容をふりかえる。
- ・ 繰り返し学習に変化を与え、児童生徒の集中力を持続させる。



(3) 新たな価値を生み出す創造力の育成

〔取組の方向性〕

情報活用能力の育成において、デジタル機器によるものづくりやプログラミング教育等の創造的活動は、子どもたちに情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解を促し、論理的な思考力や問題解決能力などを育み、プログラミング等の過程でコミュニケーションをとりながら協働して、課題に向き合うことができます。

これからの時代に必要とされる人材の育成においても、小・中学校、高等学校、特別支援学校とそれぞれの学習内容と連携を図りながら発達段階に応じて推進します。

① 新たなものづくりを通じたプログラミング教育等の推進

〔具体的な取組〕

実社会で利用されているプログラミング等について、学校の授業で子どもたちが学習を行うためには、教員のスキルアップ研修が必要です。

小・中・高・特別支援学校における取組

ア. 子どもたちの論理的な思考力や問題解決能力などを育むプログラミング教育を学校の授業の中で推進するため、小学校の教員や中学校の技術家庭科の教員及び高校の共通教科「情報」等の教員を中心としたスキルアップを図るためには、専門的な知識が豊富な地域の I T 技術者と連携し、企業の外部講師による一般教員を対象にした、プログラミング教育の研修会等を検討します。

イ. 少年少女科学体験スペース 0-Labo において、I C T を活用した講座を実施します。

ウ. 子どもたちの発達段階に合わせ、お絵かきソフトやアニメーションソフトを活用したデジタルものづくり、ロボットを使ったプログラミングの体験を通して、子どもたちの I C T 機器を活用した創造的活動を推進します。

■ 基本方針 1 の目標指標 : 子どもたちの情報活用能力の向上

指標名	基準値	目標値
	H26 年度	H31 年度
児童生徒の I C T 活用を指導できる教員の割合 ^{*1}	67.3%	95.0%
教員が授業に I C T を活用して指導できる割合 ^{*2}	73.5%	95.0%
情報モラルなどを指導できる教員の割合 ^{*3}	81.5%	100%

*1 児童生徒が、コンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり選択したりできるように指導する等のことが「できる」割合を示す。

*2 教員が、コンピュータや書画カメラなどの ICT を活用して資料などを拡大し、効果的に提示する等のことが「できる」割合を示す。

*3 児童生徒が、情報社会の一員としてルールやマナーなどを守って、情報を集めたり発信したりできるように指導する等が「できる」割合を示す。

基本方針 2 教育の情報基盤の構築

(1) ICT機器の整備とデジタルコンテンツの充実

〔取組の方向性〕

平成 23 年度より、特別支援学校や県立中学校・高等学校のモデル校で実施してきた、タブレット端末を活用した生活や学習での実践研究の効果検証を踏まえつつ、学習環境と教育の質の向上に向け、タブレット端末や電子黒板、デジタル教科書・教材等の整備・充実を図ります。

① タブレット端末等の計画的整備

〔具体的な取組〕

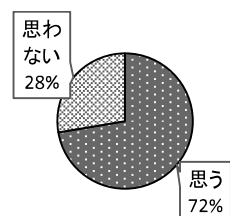
国の動向や先進各県の情報収集・分析を進め、市町村教育委員会との連携を密に取りながら、ICT機器の整備を計画的に進める必要があります。

- ア. 各学校における主体的・協働的な学習の充実に資するタブレット端末の整備計画を作成します。
- イ. 学校種や教育内容の専門性を鑑み、子どもたちの情報活用能力を高めるための整備計画を作成します。
- ウ. タブレット端末と連動した電子黒板の普通教室への整備を検討します。その際、端末の選定方法や台数、教室内での配置方法など、県内外の様々な先進事例をもとに検討します。
- エ. モデル校での電子黒板の活用・効果検証を継続します。
- オ. 教育用コンピュータ教室の整備計画を全面的に見直します。
- カ. 校務用コンピュータの利用においては、強靱なセキュリティ対策を実施します。
- キ. 国の動向や他の自治体の先進事例等を「市町村連絡協議会」で情報共有し、市町村立学校のICT環境の整備を促します。

【国の ICT 整備目標（参考）】 (H26～H29)

- 国の第 2 期教育振興基本計画で目標とされている水準
- 教育用コンピュータ 1 台あたりの児童・生徒数 3.6 人
各学校の
 - ① コンピュータ教室 40 台
 - ② 各教室 1 台
 - ③ 特別教室 6 台
 - ④ 設置場所を限定しない可動式コンピュータ 40 台
 - 電子黒板・実物投影機の整備 1 学級あたり 1 台
 - 超高速インターネット接続率及び無線 LAN 整備率 100%
 - 校務用コンピュータ 教員 1 人 1 台

授業でタブレット端末 を使ってみたいですか



大分県教員独自のアンケート結果 (H27.3 月実施)

②遠隔授業やデジタルコンテンツ配信の研究

〔具体的な取組〕

将来の学習環境と教育の質の向上に向け、遠隔授業やデジタルコンテンツ配信の仕組みを研究する必要があります。

- ア. 県教育センターにおいて、遠隔授業の実施に必要な技術や指導方法などの研究を進めます。
- イ. 疾病や障がいの状態により学校外で授業を受ける児童生徒が、タブレット端末等を活用して、学校内の授業や校外学習等に参加するなど、遠隔授業の効果検証を実施します。
- ウ. 国や他の先進自治体での遠隔授業システム等の実践事例や整備モデル等の情報を市町村教育委員会へ提供します。
- エ. 効果的な指導のポイントになる動画や教材を蓄積し、提供することで教育の質の向上を図ります。また、子どもたちが家庭でも利用できるコンテンツの配信システムを研究します。

(2) インターネットを利用した学習環境の構築

〔取組の方向性〕

情報活用能力の向上のための環境整備においては、インターネット回線の充実や無線LAN等の整備が不可欠です。また、クラウドサービス等の最新技術の動向を参考に学習環境の改善を図ります。また、BYOD（自己端末の活用）にも対応できるネットワークの再構築を検討します。

① 1人1台端末に対応したネットワーク整備

〔具体的な取組〕

学習環境の充実と高度なセキュリティ対策のためのネットワークの再構築が必要です。

- ア. 普通教室でタブレット端末を活用できる校内無線LANの整備計画を作成します。
- イ. 動画等の大容量の配信に対応できる、超高速インターネット環境の整備方法について研究します。
- ウ. 「マイナンバー」関係事務に関連して、セキュリティの高度化を図るためにネットワーク回線等の再構築を行います。
- エ. 市町村教育委員会と連携し、安定したインターネット接続環境を提供します。

② BYOD（自己端末の活用）等の検討

〔具体的な取組〕

タブレット端末等を教具として積極的に活用するためには、将来を見据えて自己端末の利用方法の研究も必要になります。

- ア. 教職員や児童生徒の個人所有のスマートフォンやタブレット端末等を授業や校務に活用する研究を実施します。
- イ. BYODに対応するため、モデル校を指定し、インターネット回線の再構築や校内無線LANの整備・運用方法について研究します。

(3) 総合的な情報セキュリティ対策の実施

〔取組の方向性〕

「大分県学校情報セキュリティポリシー」を情報社会の変化に対応した内容に改訂し、教職員や子どもたちが日常的にICTを安全・安心に活用できる環境を構築するとともに、外部からの脅威に対し個人情報保護等の危機管理の徹底を図ります。

①総合的な情報セキュリティ対策の強化

〔具体的な取組〕

日々の授業や校務に支障をきたさないためにも、外部からの脅威に対して安全・安心が確保された情報セキュリティの対策が必要です。

- ア. 「大分県学校情報セキュリティポリシー」をタブレット端末やクラウドの利用、マイナンバー制度への対応など、時代の変化に対応した内容に改訂し、周知徹底を図ります。
- イ. 標的型攻撃など複雑かつ高度化されたセキュリティ上の脅威に対応するため、サーバやネットワーク機器の更新、資産管理ソフトやフィルタリングソフトの導入により、不正接続や有害情報の閲覧を禁止するなど対策を強化します。
- ウ. 大分教育ネットワークや校内LAN・校務用パソコン等の新たなセキュリティ対策を講じるために、大分県教育委員会ヘルプデスクの運営体制を強化します。
- エ. 市町村教育委員会と連携して、小・中学校の安心・安全なインターネット接続環境を構築するため、情報セキュリティ対策の強化を促します。

②教職員の情報セキュリティ意識の向上

〔具体的な取組〕

高度な情報セキュリティリスクに対応するためには、教職員の意識の向上が必要です。

- ア. 情報化推進リーダー研修会において、情報セキュリティ研修を実施します。
 イ. 各学校では、情報化推進リーダーを中心に、情報セキュリティ研修を年1回以上実施します。



(4) 校務支援システムの充実

〔取組の方向性〕

校務に関わる教職員の負担を軽減し、教員の授業準備や教材研究等の時間を確保するため、校務支援システムの充実を図ります。

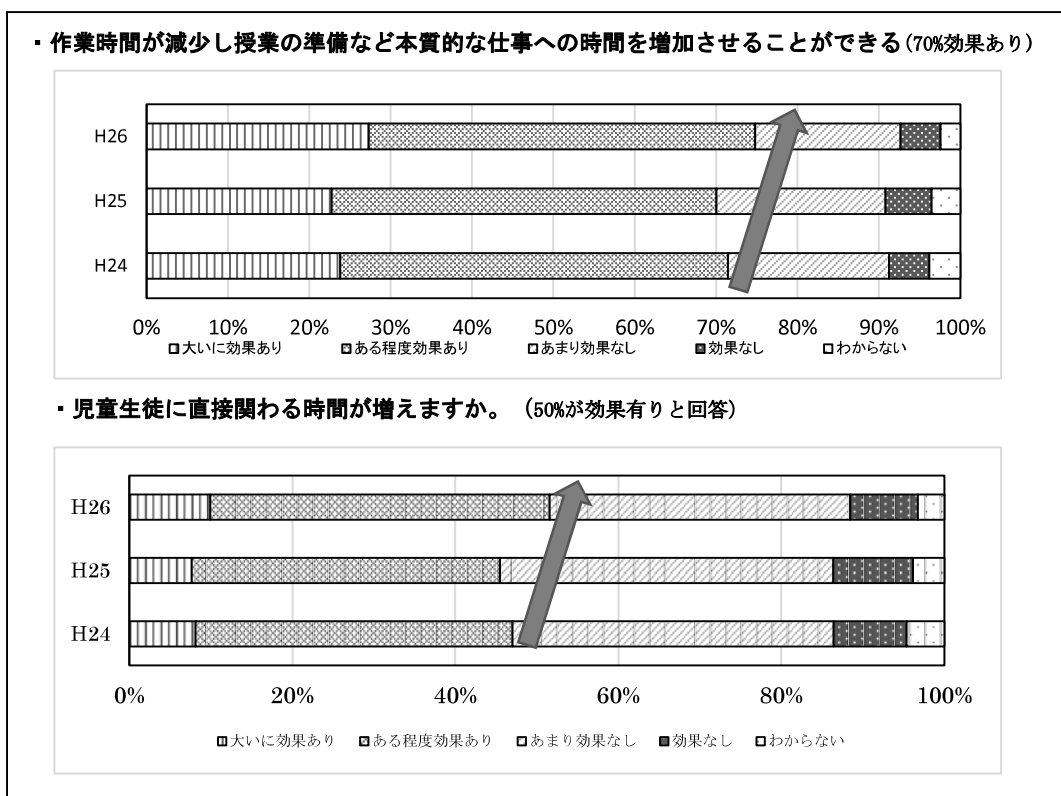
①校務用コンピュータの活用・改善及び校務処理システムの拡充

〔具体的な取組〕

児童生徒を支援する体制や教育の質の向上を図るために、校務支援システムの充実が必要です。

- ア. OENシステムを全市町村共通の情報共有ツールとして活用するための支援体制を充実させます。
 イ. OENシステムの利用を推進するために、活用事例の共有を図り、学校での運用を充実させます。
 ウ. 大分県学校総合成績管理システム(Arms)の安定運用と機能強化を図ります。
 エ. 大分県学校総合成績管理システム(Arms)を県立中学校へ展開します。
 オ. 高等学校入学者選抜処理システムの本格運用を開始します。
 カ. 大分県総務事務システムを県立学校で運用します。
 キ. e-officeシステムを、県立学校教員へ展開します。
 ク. 校務や授業で利用するクラウドサービスの利用を研究します。
 ケ. マイナンバー制度に対応するため、新たなシステム等の開発・運用を行うとともに、行政用パソコン・教職員用パソコンの再整備を検討します。

[参考資料] H26年度大分県公立学校教員独自アンケート結果 (H27.3月実施)



■基本方針2の目標指標：教育の情報基盤の構築

指標名	基準値	目標値
	H26年度	H31年度
タブレット端末など教育用コンピュータ 1台あたりの児童生徒数 ^{*1}	5.1人	3.8人
電子黒板のある学校の割合 ^{*2}	70.0%	80.0%
普通教室の校内LANの整備率 ^{*3}	92.3%	98.8%
超高速インターネット接続率 ^{*4}	89.9%	100%

*1 授業に利用するコンピュータの整備台数を生徒数割合で示す。協働的な学習を行うためには、パソコンと併用できるタブレット端末等の普及が重要です。

*2 全学校中で電子黒板が1台でもある学校の割合を示す。

*3 普通教室の有線LAN、無線LANのどちらか、又は両方の整備率を示す。タブレット端末を利用するには、無線LAN環境が必須になります。

*4 インターネット回線が30Mbps以上で接続している学校の割合を示す。動画教材を利用するには、高速インターネット回線接続は必須になります。

基本方針 3 教育情報化に向けた環境整備

(1) 組織的な教育情報化の推進

〔取組の方向性〕

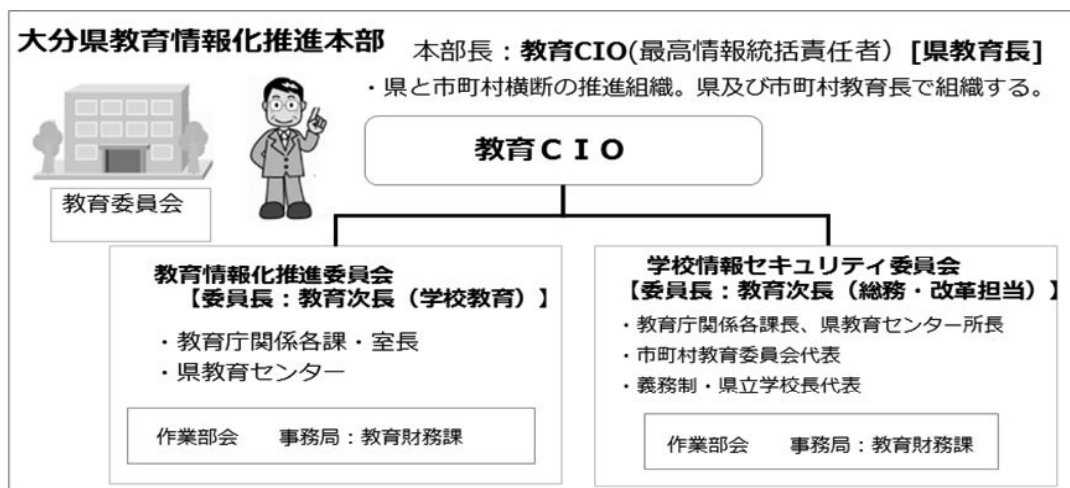
市町村教育委員会との連携の下、本県の教育情報化を組織的に推進するために、毎年、「大分県教育情報化推進本部」会議を開催します。また、同本部に設置する「教育情報化推進委員会」や「学校情報セキュリティ委員会」を活性化させ、各施策を総合的・計画的に推進します。今後も、将来を見据えた教育情報化のため、関係機関との連携を一層進めていきます。

①大分県教育情報化推進組織の定着

〔具体的な取組〕

教育情報化を推進するには、組織的なマネジメント体制の確立が必要です。

- ア. 年2回の「市町村連絡協議会」を開催し、教育情報化の取組を情報共有することで、県と市町村教育委員会との密な連携を図ります。
- イ. 教育情報化に関する先進事例の共有や本県の教育情報化推進に向けた協議の場として、「教育情報化カンファレンス¹¹」を年1回開催します。
- ウ. 大分県教育委員会ヘルプデスクにおいて、ICT機器等に関する相談対応や研修会等の支援を実施します。
- エ. 全ての学校に「学校教育情報化推進委員会」を設置し、校内推進組織の定着を図るとともに、学校の教育情報化推進計画（学校運営計画）に基づく、組織的な教育情報化を推進します。



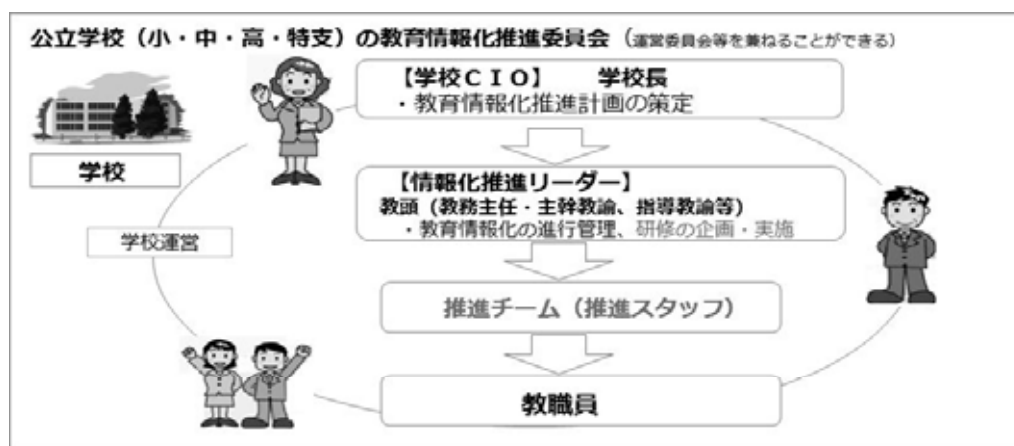
11 県内外の小学校から大学までの教職員や教育委員会、企業、保護者など教育関係者が一堂に会し年に1度、最新の教育情報化の動向に関する講演や、県内外の教師、児童生徒による実践発表やワークショップなどを通じて、教育情報化について県民全体で理解を深め、議論する場。毎年300名程度が参加

②学校C I O、情報化推進リーダーの育成

〔具体的な取組〕

教育情報化を推進するためには、組織的・計画的な研修の充実が必要です。

- ア. 学校C I O研修を年1回実施し、教育情報化の意義・目的、学校C I Oの役割等の理解促進を図ります。
- イ. 情報化推進リーダー研修を年1回（小・中学校は教育事務所単位で）実施し、情報モラル・セキュリティに関する研修、実践事例の発表や研究協議を行い、各学校の校内研修につなげます。
- ウ. 校内研修については、6月末に実施計画書、12月末に実施報告書の作成・提出を求め、年間を通して計画的な実施を促します。
- エ. 各学校における推進チームの活動を充実するため、情報化推進リーダー研修会や出前研修等を通じてリーダーの育成に努めます。



（2）学校・家庭・地域による情報化の推進

〔取組の方向性〕

子どもたちが日常的にI C T機器を利用する中で、情報を適切に取り扱う力を身に付けることが必要です。学校内に限らず、家庭や地域との協働により情報モラルを啓発し、教育情報化を推進します。

①学校・家庭・地域の協働による情報モラル啓発

〔具体的な取組〕

スマートフォン等の普及に対応した新たな情報モラル教育やルールづくりなどを行うためには、家庭や地域等との協働による啓発活動が求められます。

- ア. 保護者を対象として、専門的な知識を持った講師が情報モラル・セキュリティ等に関する基礎的な知識を身に付けるために、講習会等を通じた啓発活動を実施します。
- イ. 長期休業前等に、家庭におけるインターネット利用のルールづくりを推進します。
- ウ. 保護者を対象として、児童生徒のネットいじめを未然に防止するため、専門的な知識を持った外部講師による「インターネット安全講座」を実施し、情報モラル・セキュリティ等に関する基本的な知識の普及に努めます。
- エ. 公民館活動等の一環として、インターネットの利用に関する保護者向け啓発講座について、講師紹介や支援を行います
- オ. 県立図書館内に情報モラル教育に関する書籍の企画展示を行い、資料を貸出します。また、情報モラルに関する所蔵図書リストを作成・配布します

(3) 開かれた教育委員会のための情報発信の推進

〔取組の方向性〕

「開かれた大分県教育委員会」を一層推進するため、本県教育に係る様々な取組を教育委員会のホームページ等を通して県民にわかりやすく、よりリアルタイムに情報発信し、県民の本県教育に対する興味・関心の喚起と理解促進に努めます。

①様々な広報媒体を通じた県民理解の促進

〔具体的な取組〕

本県教育に対する県民の興味・関心の喚起と理解促進を図るため、適時適切な情報発信が必要です。

- ア. 県教育委員会の重点方針や本県教育に関する県民ニーズ等を踏まえ、広報誌やテレビ・ラジオ、ホームページ等を活用して、適時適切な情報発信を推進します。
- イ. 広く県民にとって使い勝手が良いものとなるよう、県教育委員会のホームページを刷新します。

②SNS等を活用したリアルタイムな情報発信

〔具体的な取組〕

I C T の進展や幅広い年齢層の県民ニーズに対応するため、新たな広報ツールを積極的に活用した、よりわかりやすく、よりリアルタイムな情報発信が求められます。

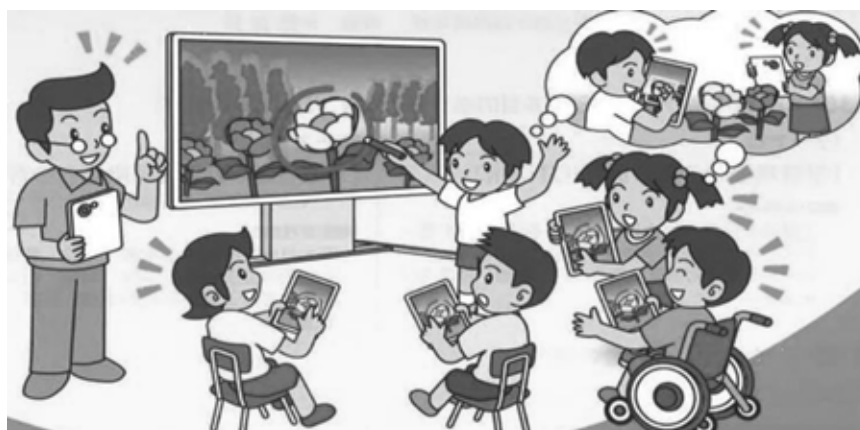
ア. Facebook などの SNS や YouTube (大分県教育庁チャンネル) を活用して、県教育委員会の取組や県内各地の優れた教育活動をよりリアルタイムに発信します。

■基本方針 3 の目標指標 : 教育情報化に向けた環境整備

指標名	基準値	目標値
	H26 年度	H31 年度
ICT 研修の受講状況* ¹ (%)	65.0%	100%
SNS での情報発信回数 (本/月)* ²	—	20 本

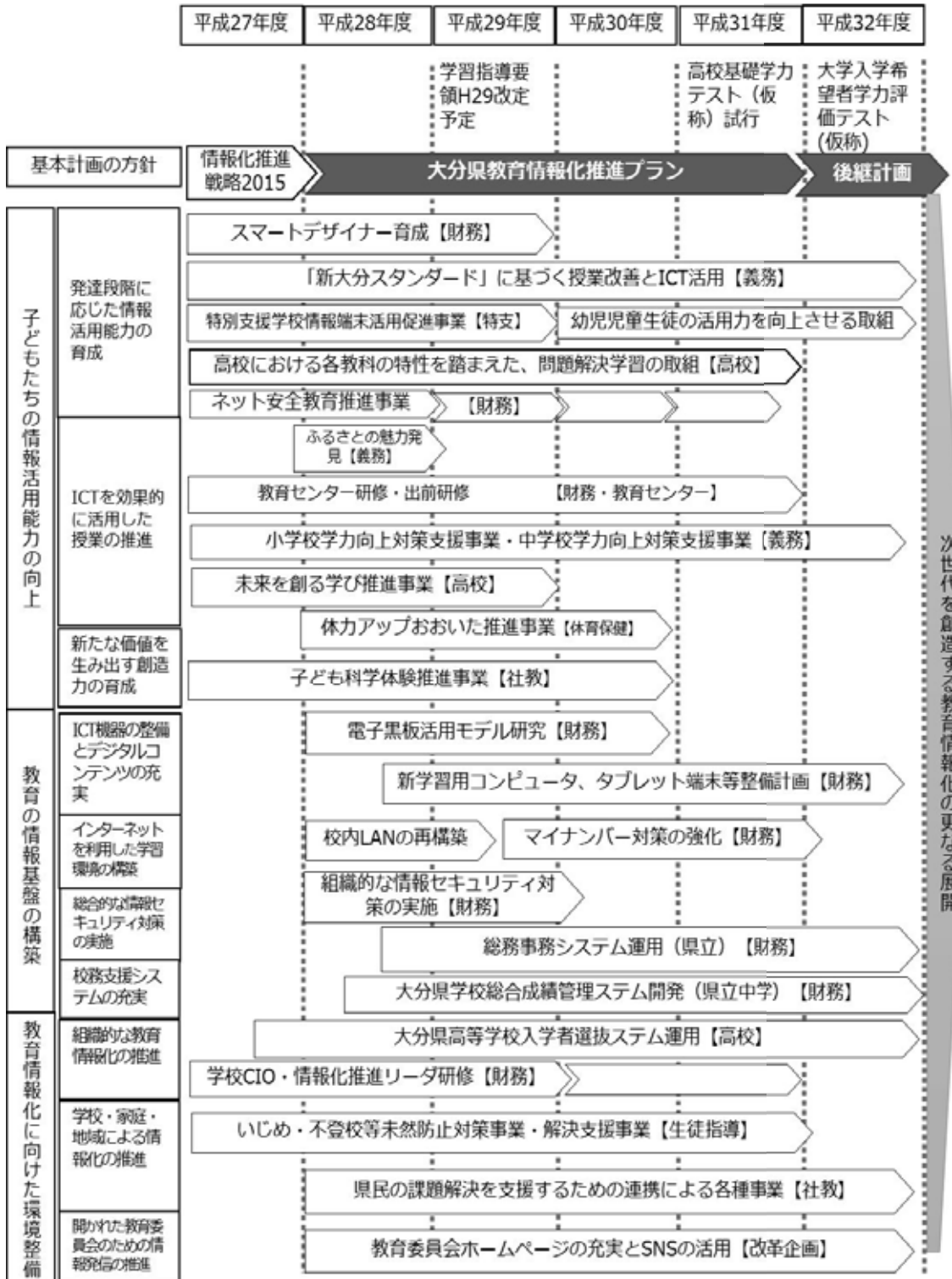
* 1 ICT 活用指導力に関する研修を受講した教員の割合を示す。

* 2 Facebook 等を利用した情報発信を実施するにあたり、教育委員会で情報発信を行う回数を目標とする。



大分県の教育情報化推進プラン2016の工程表 (H28~H31)

目的：情報社会を主体的に生き、未来の大分を創造する子どもたちの育成



次世代を創造する教育情報化の更なる展開

大分県教育情報化推進プラン2016

平成28年3月 策定

製作・発行 大分県教育委員会（教育財務課）

ホームページURL：<http://kyouiku.oita-ed.jp/zaimu/>

関係所属	教育改革・企画課	097(506)5421
	教育財務課	097(506)5463
	義務教育課	097(506)5531
	生徒指導推進室	097(506)5543
	特別支援教育課	097(506)5537
	高校教育課	097(506)5608
	社会教育課	097(506)5522
	体育保健課	097(506)5639
	教育センター	097(569)0118

埋蔵文化財センター移転事業の進捗状況等について

平成28年 3月10日

文 化 課

1 移転の背景

- (1) 施設の老朽化が著しく、収蔵物や展示物の劣化が緊急の問題
- (2) 交通アクセスに課題があり、展示・公開や学校単位での利用が困難
- (3) 収蔵棟の収容能力が限界

2 進捗状況と今後のスケジュール

作業工程		H27						H28													
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
改修工事等	設計委託			ホール棟アスベスト処理・施設改修																	
	工事																				
	・ホール棟アスベスト処理工事							ホール棟アスベスト処理			繰越申請中										
	・4棟改修工事										4棟改修(展示棟アスベスト処理含む)										
	展示設計・展示工事委託				展示設計											展示工事					
ソフト面	移転作業 (埋文センター 芸館)															梱包・搬出準備		引越			
	ボランティア養成講座	ボランティア養成講座								ボランティア養成講座開催											
	開館に向けた準備															広報活動等					

業務開始
4月1日

3 旧芸術会館の各棟の活用

- (1) 展示棟 / 通史展示室、考古情報室、大友氏遺跡展示室、企画展示室、特別収蔵庫等
- (2) ホール棟 / 収蔵庫、整理作業室等
- (3) 管理棟 / 事務室、会議室、研修室等
- (4) レストラン棟 / 体験学習館

4 ホール棟アスベスト処理工事

- (1) アスベストを含有する建材の位置 ホール天井裏及びステージ上方壁面
- (2) アスベスト処理工事の流れ
 - 除去対象箇所を石綿飛散防止のための専用シートで保護
 - 粉じん飛散抑制剤吹きつけ
 - 石綿除去
 - 除去面に粉じん飛散防止剤吹きつけ
 - 廃石綿処理(専用袋二重詰め)
 - 特別管理産業廃棄物処分場に持ち込み

5 ホール棟の緞帳

(1) 緞帳

旧芸術会館が開館当初、寄贈を受けたもの
原画は高山辰雄「豊後」(現在、大分県立美術館所蔵)
県の重要物品



(2) これまでの取扱

ホール棟アスベスト処理工事に伴い、緞帳撤去の必要性
平成27年12月 付着アスベスト定量検査実施後、梱包、コンパネで保護、ホールス
テージ上に保管

「付着アスベスト定量検査」

分析結果：試料の中にアスベスト含有は無し(国の基準により)

試料：緞帳を集塵機で吸引して得た付着物(ほこり)

(3) 今後の取扱

市町村や各文化施設等に引き取りを募集

6 大分市との連携

(1) 大分県・大分市連携協議会

平成27年8月に設置

協議事項：大友氏遺跡出土品の共同展示等、埋蔵文化財センター移転後の県・市連携

平成28年1月に作業部会を設置、以後詳細を検討・協議

(2) 連携事項

県民・市民目線からの効果的な大友氏遺跡出土品の共同展示

情報の共有化・発信

体験学習の実施

共同調査・研究

他市町村との連携

1 . 教科書採択の方法

1 採択の権限

教科書採択の権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する教育委員会に、また、国・私立学校で使用される教科書の採択の権限は校長にある。

2 採択の方法

採択の方法は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に定められている。教科書の採択方法は次のとおり（次ページ図参照）。

【主に県教育委員会が行う事務】

諮問・答申 . . . 図

適切な採択を確保するため、都道府県教育委員会は、教科書について調査・研究し、採択者（市町村教育委員会等）に指導・助言・援助する。これを行うに当たり都道府県教育委員は、学校の校長及び教員、教育委員会関係者、学識経験者から構成される「教科用図書選定審議会」を毎年度設置し、あらかじめ意見を聴く。

（無償措置法第 10・11 条 / 施行令第 9 条）

指導・助言・援助 . . . 図

教科用図書選定審議会は専門的かつ膨大な調査・研究を行うため、通常、教科ごとに数人の教員を調査員として委嘱している。都道府県教育委員会は、この審議会の調査・研究結果をもとに選定資料を作成し、それを採択権者に送付し助言とする。

（無償措置法第 10・11 条 / 施行令第 9 条）

教科書展示会の開催 . . . 図

【主に市町村教育委員会等採択権者が行う事務】

採択 . . . 図

採択権者は、都道府県の選定資料を参考にするほか、独自に調査・研究した上で 1 種目につき 1 種類の教科書を採択する。なお、共同採択地区で採択地区協議会を設けた場合、市町村教育委員会は「協議会」で決定した同一の教科書を採択しなければならない。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

（都道府県の教育委員会の任務）

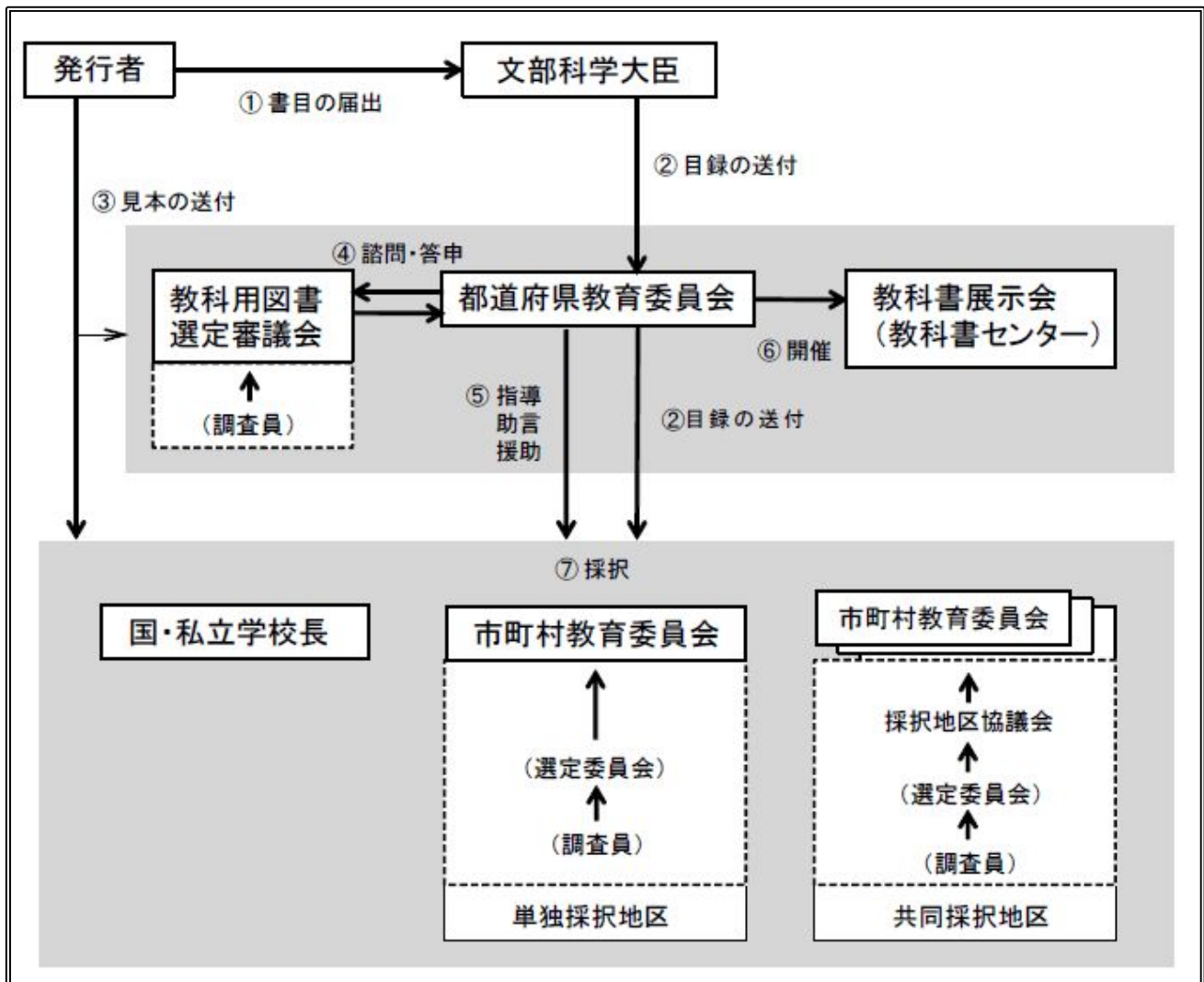
第 10 条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科用図書選定審議会）

第 11 条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。



義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(選定審議会の所掌事務)

第9条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

- 1 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項
- 2 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

参考「教科書制度の概要」(平成27年5月 文部科学省)

2 . 主な根拠法令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

[無償措置法]

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

- 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。
- 3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

[無償措置法施行令]

(選定審議会の所掌事務)

第九条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項
- 2 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

(選定審議会の委員)

第十条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第1号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね3分の1になるようにしなければならない。

- (1) 義務教育諸学校の校長及び教員
- (2) 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員
- (3) 教育に関し学識経験を有する者

- 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

大分県教科用図書選定審議会の委員の数を定める条例

大分県教科用図書選定審議会の委員の数は、二十名とする。

3. 平成 28 年度大分県教科用図書選定審議会委員の構成について

区分	平成 28 年度(案) (小・中採択替えなし)	平成 27 年度 (中学校採択替え)	平成 26 年度 (小学校採択替え)	平成 25 年度 (小・中採択替えなし)
教員 (二号委員) 義務教育諸学校の校長及び	小学校校長代表 中学校校長代表 特別支援学校校長代表 教員代表(小学校) 教員代表(中学校) 教員代表 (特別支援学校小学部) 教員代表 (特別支援学校中学部)	小学校校長代表 中学校校長代表 特別支援学校校長代表 中学校教頭代表 教員代表(中学校) 教員代表(中学校) 教員代表(中学校) 教員代表 (特別支援学校中学部)	小学校校長代表 中学校校長代表 特別支援学校校長代表 小学校教頭代表 教員代表(小学校) 教員代表(小学校) 教員代表(小学校) 教員代表 (特別支援学校小学部)	小学校校長代表 中学校校長代表 特別支援学校校長代表 特別支援学校教頭代表 教員代表(小学校) 教員代表(中学校) 教員代表 (特別支援学校小学部) 教員代表 (特別支援学校中学部)
学校教育に専門的知識を有する職員 教育長及び事務所に置かれる指導主事その他 市町村教育に専門的知識を有する職員	市町村教育長協議会 代表 市町村教育長協議会 代表 県教育委員会専門職 代表 県教育委員会専門職 代表 県教育委員会指導主事 代表 県教育委員会指導主事 代表 市町村教育委員会指導主事 代表	市町村教育長協議会 代表 市町村教育長協議会 代表 県教育委員会専門職 代表 県教育委員会専門職 代表 県教育委員会指導主事 代表 県教育委員会指導主事 代表 市町村教育委員会指導主事 代表	市町村教育長協議会 代表 市町村教育長協議会 代表 県教育委員会専門職 代表 県教育委員会専門職 代表 県教育委員会指導主事 代表 県教育委員会指導主事 代表 市町村教育委員会指導主事 代表	市町村教育長協議会 代表 市町村教育長協議会 代表 県教育委員会専門職 代表 県教育委員会専門職 代表 県教育委員会指導主事 代表 県教育委員会指導主事 代表 市町村教育委員会指導主事 代表
三者 (三号委員) 教育に關し学識経験を有す	大分大学教育学部 学部代表 国立学校代表 大分県 PTA 連合会代表 大分県 PTA 連合会代表 大分県特別支援学校 知的障がい教育校 PTA 連合会代表 私立学校所管課代表	大分大学教育福祉科学部 学部代表 国立学校代表 大分県 PTA 連合会代表 大分県 PTA 連合会代表 私立学校所管課代表	大分大学教育福祉科学部 学部代表 国立学校代表 大分県 PTA 連合会代表 大分県 PTA 連合会代表 私立学校所管課代表	大分大学教育福祉科学部 学部代表 国立学校代表 大分県 PTA 連合会代表 大分県 PTA 連合会代表 私立学校所管課代表